弥 彦 村 障 が い 者 計 画
第５期弥彦村障がい福祉計画
第１期弥彦村障がい児福祉計画

（計画期間　平成30年度～平成32年度）

平成30年3月

弥　彦　村

目　次

第１章　計画策定にあたって ---------- 1
１　計画策定の趣旨 ---------- 1
２　計画の位置づけ ---------- 3
３　計画の期間 ---------- 3
４　計画の策定体制 ---------- 4

第２章　障がい者を取り巻く現状---------- 5
１　人口の状況 ---------- 5
２　障がい者の状況 ---------- 6
（１）身体障がい者の状況 ---------- 7
（２）知的障がい者の状況 ---------- 11
（３）精神障がい者の状況 ---------- 12
（４）障害支援区分別の認定者数 ---------- 13
３　アンケート調査の概要 ---------- 14
（１）調査目的 ---------- 14
（２）調査内容 ---------- 14
（３）回収結果 ---------- 14
（４）調査結果の見方 ---------- 14

第３章　計画の基本的な考え方---------- 29
１　基本理念 ---------- 29
２　基本目標 ---------- 30
３　基本指針見直しの主なポイント ---------- 31
４　計画の体系 ---------- 32

第４章　施策の展開---------- 33
１　生活支援の充実 ---------- 33
（１）障がい福祉サービス等の充実 ---------- 33
（２）地域生活支援事業の充実 ---------- 34
（３）文化・芸術活動・スポーツ等 ---------- 35
（４）就労支援の充実 ---------- 35
（５）相談支援体制の確立 ---------- 36
２　保健・医療の充実 ---------- 38
（１）保健・医療等の充実 ---------- 38
３　療育・保育・教育の充実 ---------- 39
（１）療育体制の充実 ---------- 40
（２）保育サービスの充実 ---------- 40
（３）教育体制の確立 ---------- 40
４　情報・コミュニケーションの充実 ---------- 41
（１）情報提供の充実 ---------- 41
（２）情報のバリアフリーの推進 ---------- 41

５　福祉のまちづくりの推進 ----------42
（１）バリアフリー化の推進 ----------42
（２）差別の解消及び権利擁護の推進 ----------42
（３）防犯・防災体制の充実 ----------43

第５章　第５期障がい福祉計画 ---------- 44
１　第４期計画の数値目標の達成状況 ----------44
（１）施設入所者の地域生活への移行 ----------44
（２）地域生活支援拠点の整備 ----------44
（３）福祉施設から一般就労への移行 ----------45
２　第５期の数値目標 ----------46
（１）福祉施設入所者の地域生活への移行 ----------46
（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ----------46
（３）地域生活支援拠点の整備 ----------47
（４）福祉施設から一般就労への移行等 ----------47
３　障がい福祉サービスの利用状況と見込量及び確保策 ----------50
（１）訪問系サービス ----------51
（２）日中活動系サービス ----------54
（３）居住系サービス ----------60
（４）相談支援サービス ----------62
４　地域生活支援事業の見込量と確保策 ----------64
（１）理解促進研修・啓発事業 ----------64
（２）自発的活動支援事業 ----------64
（３）相談支援事業 ----------64
（４）成年後見制度利用支援事業 ----------66
（５）成年後見制度法人後見支援事業 ----------67
（６）意思疎通支援事業 ----------67
（７）日常生活用具給付事業 ----------68
（８）手話奉仕員養成研修事業 ----------70
（９）移動支援事業 ----------70
（１０）地域活動支援センター事業・機能強化事業 ----------71
（１１）任意事業 ----------72
５　第５期計画障がい福祉サービスの見込量一覧 ----------74

第６章　第１期障がい児福祉計画---------- 77
１　第１期の数値目標 ----------77
（１）障がい児支援の提供体制 ----------77
２　障がい児福祉サービスの見込量及び確保策 ----------79
（１）障がい児支援 ----------79
３　第１期計画障がい児福祉サービスの見込量一覧 ----------83

第７章　計画の推進---------- 84
１　サービスの円滑な利用促進 ----------84
（１）情報提供と啓発の促進 ----------84

（２）サービスの質の確保 ----------84
（３）実施体制 ----------84
２　計画の達成状況の点検及び評価 ----------85
（１）点検及び評価 ----------85
（２）評価結果の周知 ----------85

資料編---------- 86
１　弥彦村自立支援協議会の審議経過 ----------86
２　弥彦村自立支援協議会　委員名簿 ----------87

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

弥彦村では、人生のすべてのときにおいて障がいや病気の有無にかかわらず、自分らしさを発揮し、家族や地域の優しさに包まれて充実した暮らしができる社会の実現を目指して、さまざまな施策を推進してきました。

国においては、障害者基本計画（第３次）で、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図るものとしています。

この間、平成 28 年４月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の一部施行、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）の施行、改正「発達障害者支援法」の施行など、障がい者を取り巻く課題や当事者のニーズなどを踏まえた法改正が行われ、障がい者の権利擁護や支援の充実が図られています。

また、平成 28 年５月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）と「児童福祉法」の改正案が国会において可決・成立し、平成 30 年４月に施行されることとなりました。

弥彦村においても、こうした環境の変化を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加を支援する施策の一層の推進を図るため、「弥彦村障がい者計画・第５期弥彦村障がい福祉計画・第１期弥彦村障がい児福祉計画」を一体的に策定し、施策の推進についての取り組みを定めるものとします。

■国の動向

- 障害者差別解消法

　平成 25 年 6 月、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として障害者差別解消法が成立し、平成 28 年 4 月に施行されました。

- 障害者雇用促進法

　障がい者の職業の安定を図ることを目的として、障がい者の雇用と在宅就労の促進について定めた障害者雇用促進法は、一部改正され、障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための合理的配慮の提供義務等を新たに定め、平成 28 年 4 月に一部施行、平成 30 年 4 月に施行されます。

- 成年後見制度利用促進法

　認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある方たちの法律行為を補助する制度である成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年５月に施行されました。

- 発達障害者支援法

　発達障がいを持つ者に対する援助等について定めた発達障害者支援法は、平成 28 年に改正され、支援が切れ目なく行われることの重要性や、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現等が目的に追加されました。

- 障害者総合支援法・児童福祉法

　平成 28 年 5 月に、障がいのある方もない方も住み慣れた地域で生活するために、日常生活や社会生活の総合的な支援を目的とした障害者総合支援法及び児童の福祉を保障するための法律である児童福祉法の一部が改正され、自立生活援助や就労定着支援といった地域生活の支援、障がい児への支援の拡充等が盛り込まれました。

２　計画の位置づけ

「弥彦村障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第３項に基づく「市町村障害者計画」として、本村における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

「第５期弥彦村障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第１項に基づく「市町村障害福祉計画」として、弥彦村障がい者計画の基本理念、基本目標等を継承した計画となっています。本村における障がい福祉サービス、相談支援の提供に関する具体的な数値目標等を定め、地域生活支援事業の実施に関する事項を掲げた計画です。

「第１期弥彦村障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第１項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本村における障がい児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。

なお、本計画は、国の基本計画及び基本指針、新潟県の障害者計画を踏まえ、上位計画にあたる「弥彦村第５次総合計画」をはじめ、「弥彦村地域福祉計画」などの福祉関連の計画と調和が保たれたものとします。

３　計画の期間

弥彦村障がい者計画、第５期弥彦村障がい福祉計画及び第１期弥彦村障がい児福祉計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの３年間とします。

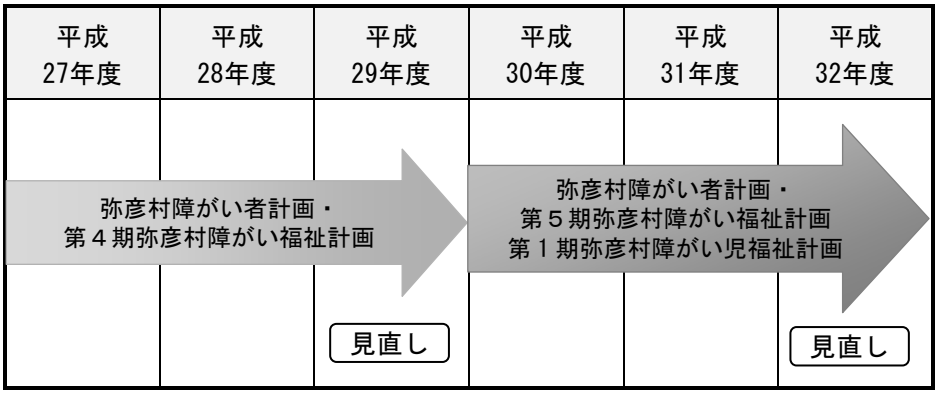

４　計画の策定体制

計画の策定にあたり、次に掲げる方法等により、障がい福祉関係者、学識経験者、村民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

【村民意見の計画反映】

障がい福祉サービスなどの利用意向及び生活実態を把握するため、平成 29 年９月に「障がい福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、広報紙及びホームページを通じて、パブリックコメントを実施しました。

【弥彦村自立支援協議会等の開催】

本計画策定にあたっては、障がい福祉関係者、学識経験者、雇用関係者等による弥彦村自立支援協議会を開催し、幅広い意見の反映に努めるとともに、審議を行いました。

■「障害」の「害」の字の表記について

本計画は、国の指針及び法律・サービス名などは漢字で表記し、それ以外は「障がい」を使用することとしています。

第２章　障がい者を取り巻く現状

１　人口の状況

総人口は平成 25 年からの推移をみるとやや減少傾向となっており、平成 29 年で 8,278 人となっています。年齢別でみると、０～14 歳はわずかな減少ですが、15～64 歳は減少幅が大きくなっています。65 歳以上は増加傾向となっており、平成 29 年で 2,399 人となっています。

[人口の推移]　（単位：人、%）

区　分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総人口		8,582	8,542	8,467	8,367	8,278
	0～14 歳	1,149 (13.4%)	1,141 (13.4%)	1,123 (13.3%)	1,100 (13.1%)	1,053 (12.7%)
	15～64 歳	5,280 (61.5%)	5,179 (60.6%)	5,050 (59.6%)	4,930 (58.9%)	4,826 (58.3%)
	65 歳以上	2,153 (25.1%)	2,222 (26.0%)	2,294 (27.1%)	2,337 (27.9%)	2,399 (29.0%)

※住民基本台帳　各年４月１日現在

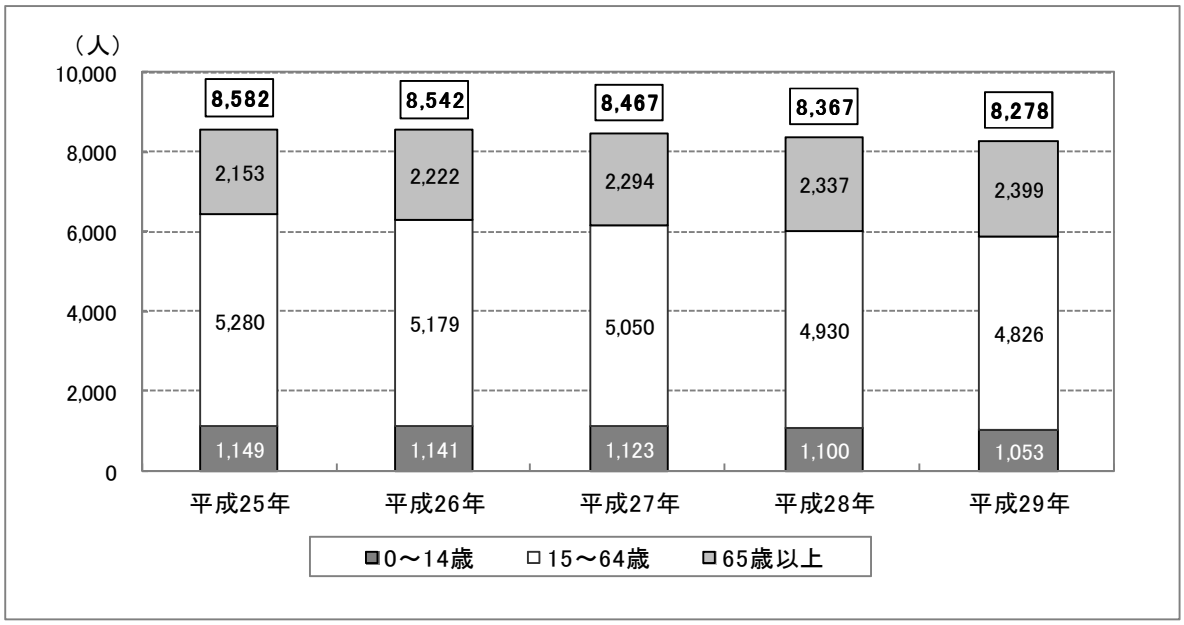

※割合は小数点第２位を四捨五入して算出しました。したがって合計が 100%にならない場合があります。

２　障がい者の状況

障がい者総数の平成 25 年から平成 29 年の推移をみると、身体障がい者はわずかな減少傾向で、知的障がい者、精神障がい者はわずかに増加しています。

[総人口、障がい者総数の推移]　（単位：人、%）

区　分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口		8,582	8,542	8,467	8,367	8,278
障がい者総数		438	433	427	421	426
	身体障がい者	359	354	341	335	331
	知的障がい者	52	51	53	55	58
	精神障がい者	27	28	33	31	37
人口に占める割合		5.1	5.1	5.0	5.0	5.1

※各年4月1日現在

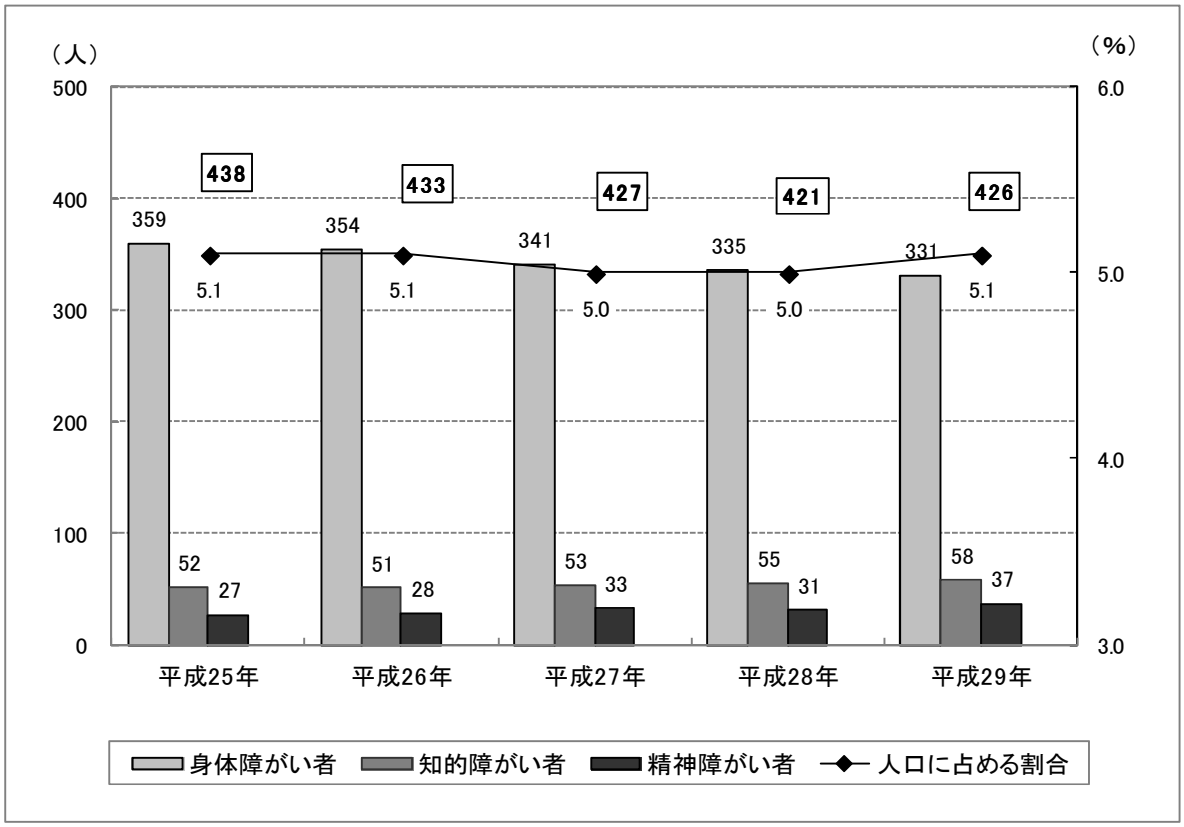

（１）身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移は、わずかな減少傾向となっています。

[年齢別身体障害者手帳所持者数の推移]　（単位：人）

区　分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18 歳未満	4	4	5	5	6
18～64 歳	89	93	81	81	75
65～74 歳	85	81	87	89	88
75 歳以上	181	176	168	160	162
合計	359	354	341	335	331

※各年４月１日現在

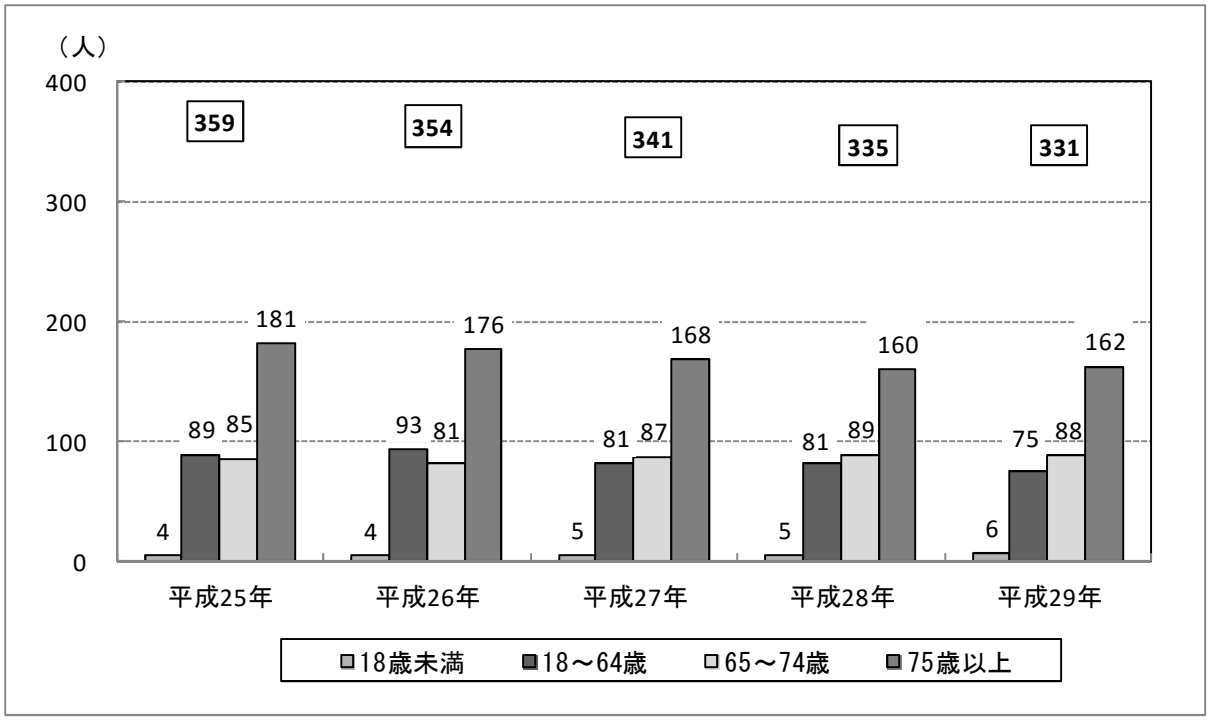

身体障害者手帳所持者数の推移を障がい種別でみると、肢体不自由の占める割合が最も高く、平成 29 年では 66.0%となっています。また、人数は聴覚・平衡機能障がい、肢体不自由等がやや減少しています。

[身体障害者手帳所持者の障がい種別割合]　（単位：人、%）

区　分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
視覚障がい	18 (4.7%)	16 (4.3%)	18 (5.0%)	18 (5.1%)	18 (5.2%)
聴覚・平衡機能障がい	46 (12.1%)	46 (12.3%)	41 (11.3%)	40 (11.3%)	39 (11.2%)
音声・言語・そしゃく機能障がい	8 (2.1%)	7 (1.9%)	7 (1.9%)	7 (2.0%)	4 (1.2%)
肢体不自由	249 (65.4%)	246 (65.8%)	235 (64.9%)	233 (66.0%)	229 (66.0%)
内部障がい	60 (15.7%)	59 (15.8%)	61 (16.9%)	55 (15.6%)	57 (16.4%)
合計	381	374	362	353	347

※各年４月１日現在

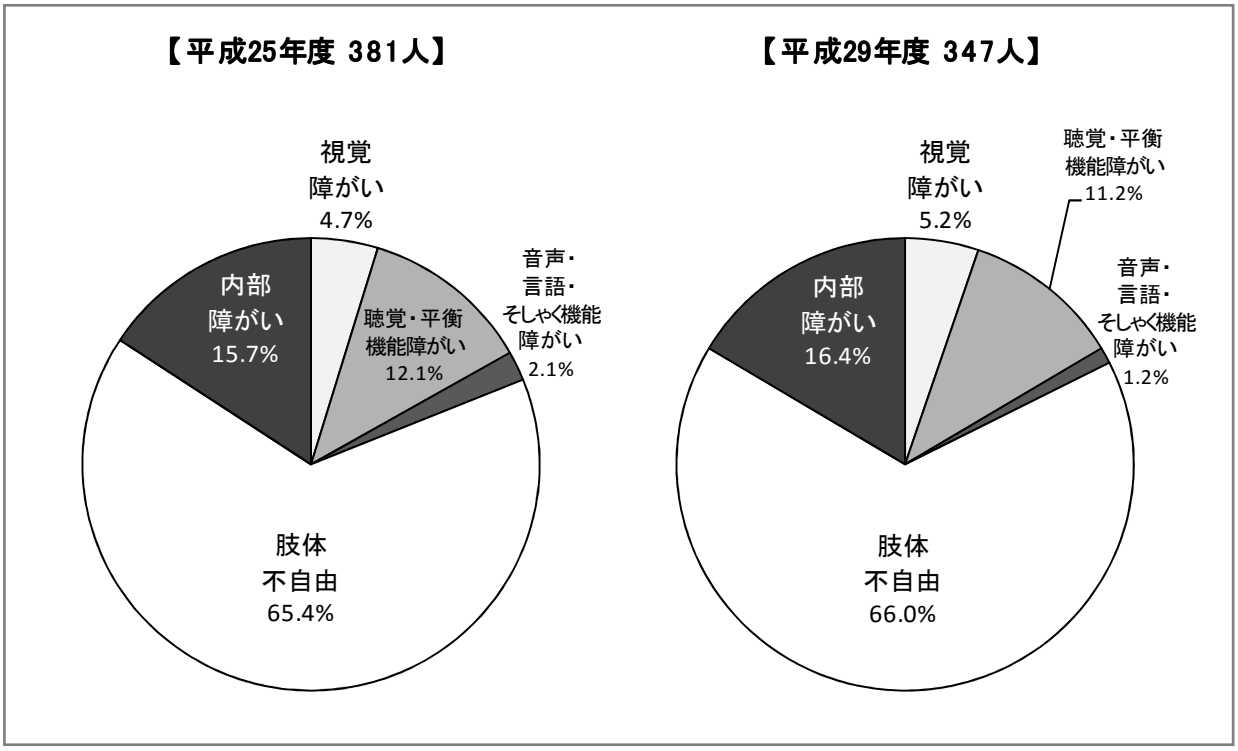

①内部障がい

心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がいなどをいいます。

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体的にはわずかな減少傾向となっています。等級別にみると、４級がわずかに増加、１級、３級、５級がわずかな減少傾向で、２級、６級は横ばいとなっています。

[身体障害者手帳所持者の等級別割合]　（単位：人、%）

区　分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1 級	95 (26.5%)	87 (24.6%)	83 (24.3%)	80 (23.9%)	74 (22.4%)
2 級	65 (18.1%)	64 (18.1%)	60 (17.6%)	65 (19.4%)	67 (20.2%)
3 級	66 (18.4%)	69 (19.5%)	69 (20.2%)	59 (17.6%)	59 (17.8%)
4 級	76 (21.2%)	80 (22.6%)	80 (23.5%)	81 (24.2%)	81 (24.5%)
5 級	24 (6.7%)	20 (5.6%)	19 (5.6%)	19 (5.7%)	18 (5.4%)
6 級	33 (9.2%)	34 (9.6%)	30 (8.8%)	31 (9.3%)	32 (9.7%)
合計	359	354	341	335	331

※各年４月１日現在

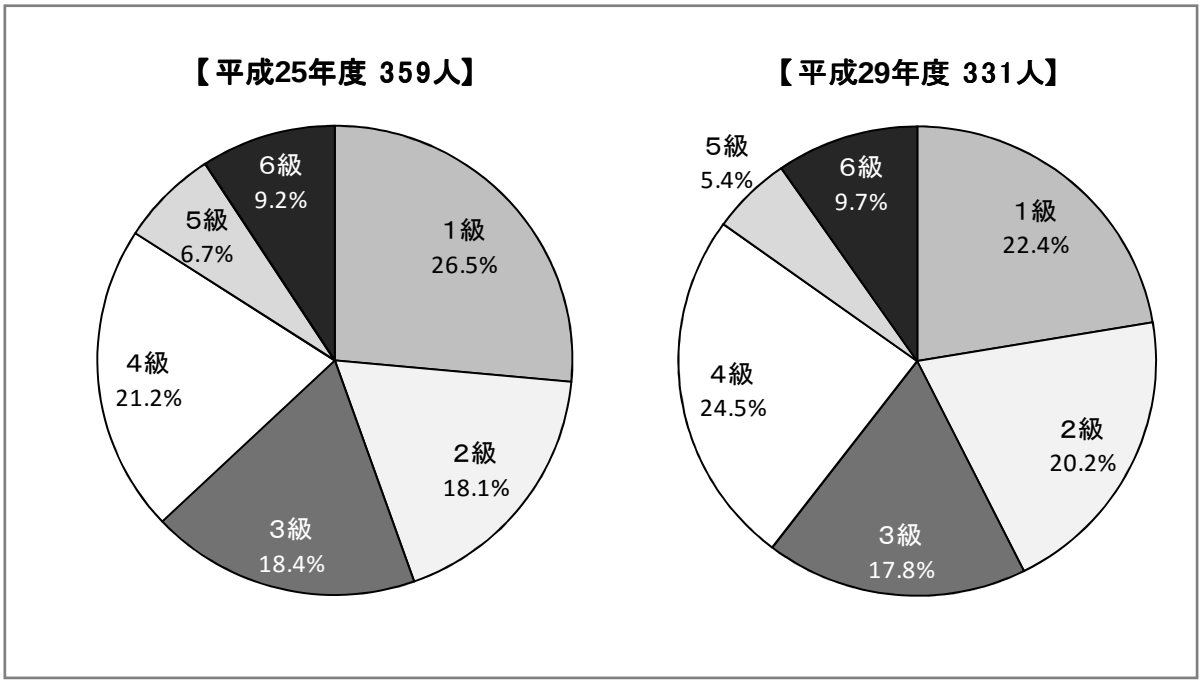

身体障がい者の等級別の手帳所持状況をみると、全体では４級の手帳所持者が最も多く 83 人となっています。次いで１級が 81 人、２級が 70 人の順となっています。

等級別・障がい種別でみると、４級、２級、３級の順で肢体不自由が多くなっています。また、内部障がいでは１級が多くなっています。

[身体障害者手帳の障がい種別・等級別所持状況]　（単位：人）

区　分	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	総数
1 級	7	2	2	38	32	81
2 級	9	9	0	49	3	70
3 級	1	3	2	48	8	62
4 級	0	12	0	57	14	83
5 級	1	1	0	17	0	19
6 級	0	12	0	20	0	32
合計	18	39	4	229	57	347

※平成 29 年 4 月 1 日現在

身体障がい者の障がい種別の手帳交付状況をみると、各年肢体不自由が最も多くなっており、次いで内部障がい、聴覚・平衡機能障がいの順となっています。

[身体障害者手帳年度別・種別交付状況]　（単位：人）

区　分	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	総数
平成 25 年	1	4	0	15	4	24
平成 26 年	1	1	1	7	6	16
平成 27 年	1	3	0	13	4	21
平成 28 年	1	2	0	7	5	15

※各年 3 月 31 日現在

（２）知的障がい者の状況

療育手帳所持者数の推移は、平成 25 年から平成 27 年は横ばいに推移し、平成 28 年から増加傾向となっています。

[年齢別療育手帳所持者数の推移]　（単位：人）

区　分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18 歳未満	7	6	8	9	10
18～64 歳	38	39	38	37	39
65～74 歳	4	4	5	7	7
75 歳以上	3	2	2	2	2
合計	52	51	53	55	58

※各年４月１日現在

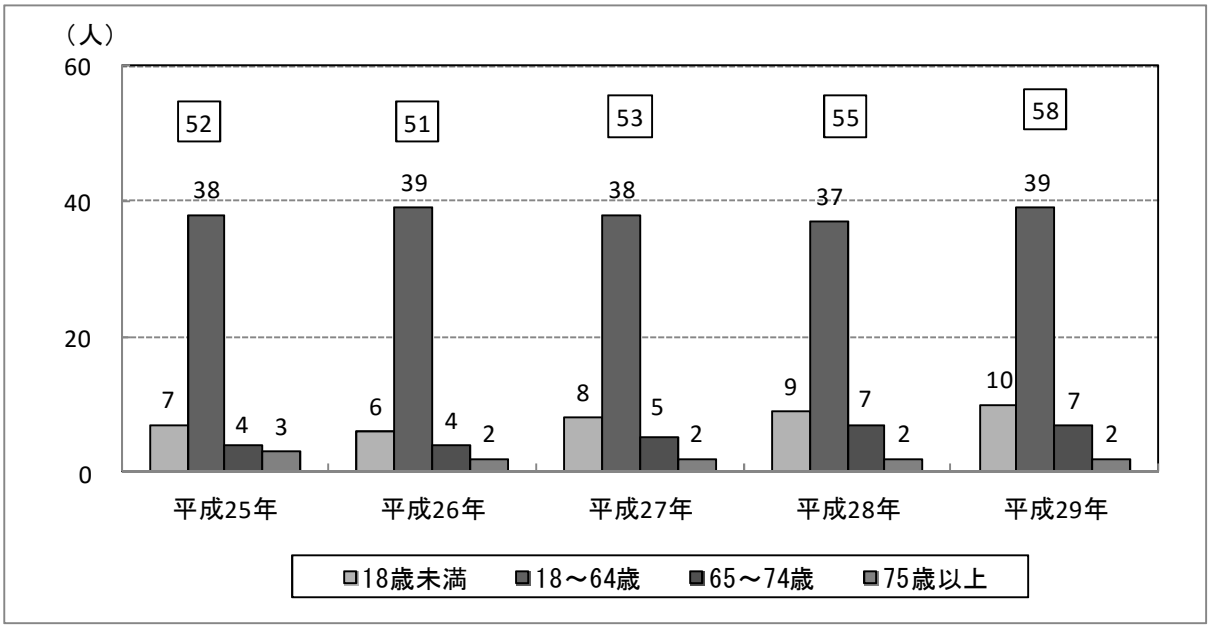

療育手帳所持者の推移を判定別にみるとＢ判定（中・軽度）は増加傾向となっており、平成 29 年はＢ判定（中・軽度）の占める割合がわずかに高くなっています。

[療育手帳所持者の判定別割合]　（単位：人、%）

区　分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
Ａ判定 （重度）	28 (53.8%)	27 (52.9%)	27 (50.9%)	28 (50.9%)	28 (48.3%)
Ｂ判定 （中・軽度）	24 (46.2%)	24 (47.1%)	26 (49.1%)	27 (49.1%)	30 (51.7%)
合計	52	51	53	55	58

※各年４月１日現在

療育手帳の新規交付は、平成 28 年で４人となっています。

[療育手帳新規交付状況の推移]　（単位：人）

	18 歳未満			18 歳以上			総数
	A（重度）	B（中・軽度）	計	A（重度）	B（中・軽度）	計	
平成 25 年	0	0	0	0	1	1	1
平成 26 年	0	1	1	0	0	0	1
平成 27 年	0	1	1	0	1	0	2
平成 28 年	0	3	3	0	1	1	4

※各年３月 31 日現在

（３）精神障がい者の状況

①　精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳の所持者の状況をみると、平成 25 年から平成 26 年は横ばいに推移し、平成 27 年から増加傾向となっています。

[精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移]　（単位：人）

区　分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
手帳保持者	27	28	33	31	37

※各年４月１日現在

②　自立支援医療（精神通院医療）受給者

精神科、もしくは神経科等に通院されている自立支援医療の受給者の状況をみると、全体として増加傾向に推移し、平成 25 年から平成 29 年で 17 人の増加となっています。

[自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移]　（単位：人）

区　分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
受給者	113	118	122	124	130

※各年４月１日現在

（４）障害支援区分別の認定者数

障害支援区分別の認定者数は、平成 29 年４月１日現在 39 人となっています。区分別では、区分２が 14 人と最も多く、次いで区分５と区分６が６人となっています。また、障がい別・区分別でみると知的障がい者の区分２が７人と最も多くなっています。

[障害支援区分別認定者数]　（単位：人）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
区分1	0	2	0	2
区分2	4	7	3	14
区分3	4	2	1	7
区分4	0	4	0	4
区分5	1	5	0	6
区分6	3	3	0	6
合計	12	23	4	39

※重複障がいを含んでいます。　※平成 29 年４月１日現在

※区分６が最も支援を必要とされた状態です。

３　アンケート調査の概要

（１）調査目的

本計画を策定するため、本村における障がい者の福祉サービスの利用状況や利用意向等を把握し、計画の基礎資料としてアンケート調査を実施しました。

（２）調査内容

■　調　査　月　：平成 29 年９月
■　調査基準日：平成 29 年３月 31 日
■　調査対象者：【 成　人 】
18 歳以上の手帳をお持ちの方、自立支援医療（精神通院医療）受給者、難病の方
【18 歳未満】
18 歳未満の手帳をお持ちの方、自立支援医療（精神通院医療）受給者、難病の方、特別児童扶養手当受給者・障害児通所支援受給者の方
■　回収方法　：郵送による配布・回収

（３）回収結果

	【 成　人 】	【18歳未満】
配布部数	５３２件	３０件
回収部数	３４０件	２２件
回 収 率	６２．７％	７３．３％

（４）調査結果の見方

① グラフ中の「ｎ」の数値は、設問への回答者数を表します。
② 回答比率（％）は、全て小数点以下第２位を四捨五入して算出しています。したがって、回答比率の合計が100％にならない場合があります
③ 回答比率（％）は、その設問の回答者数を基数として算出しています。したがって、複数回答「(○はいくつでも)」の設問については、全ての回答比率の合計が100％を超えることがあります。

●障がい者福祉（成人）に関するアンケート調査

①　回答者について

この調査票にお答えいただくのはどなたですか。（○は１つ）

「本人（この調査票の宛名の方）」が最も高く 66.5%、次いで「本人の意見を聞いた家族や介助者」が 16.5%となっています。

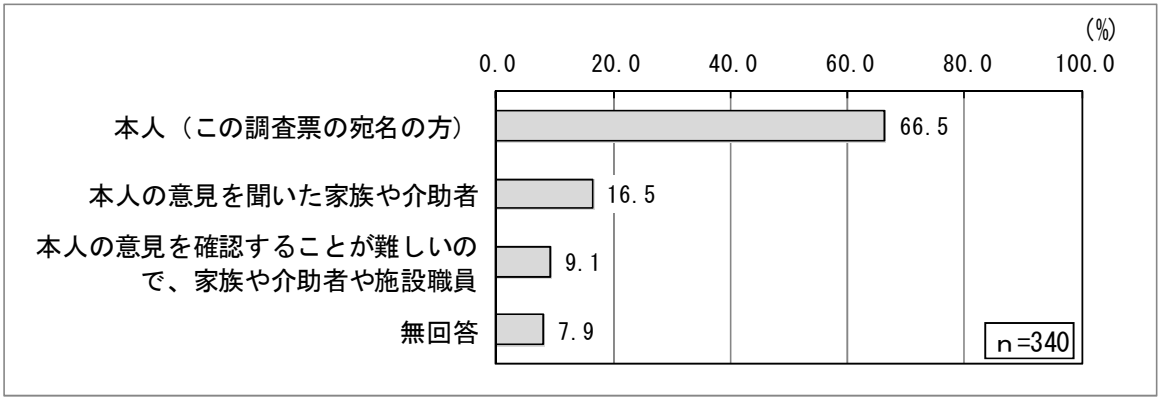

②　年齢について

あなたは、何歳ですか。（平成 29 年３月３１日現在）

「65～69 歳」が最も高く 15.6%、次いで「85 歳以上」が 14.7%となっています。

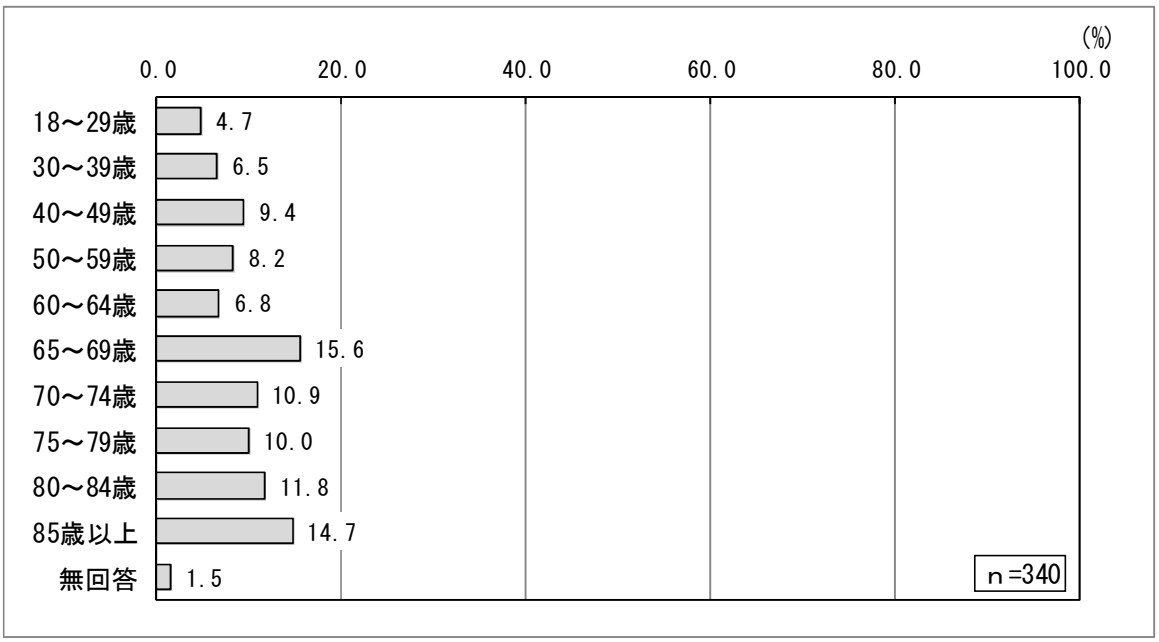

③　性別について

あなたの性別はどちらですか。（○は１つ）

「男性」が 45.9%、「女性」が 53.5%となっています。

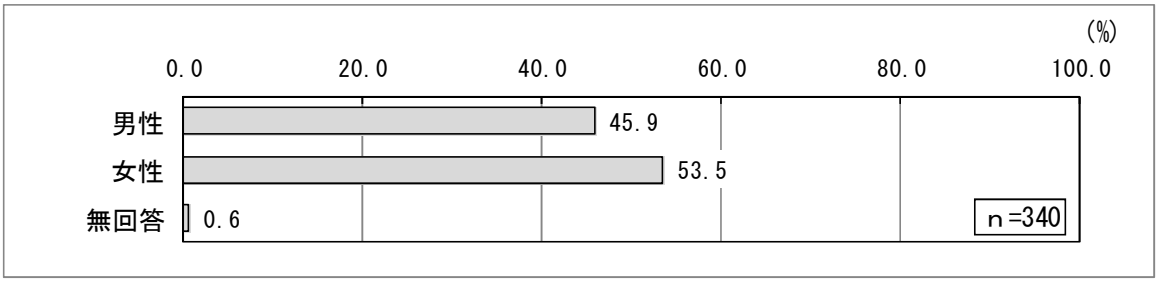

④　手帳の種類について

現在、お持ちの手帳の種類はどれですか。（○はいくつでも）

「身体障害者手帳」が最も高く 63.2%、次いで「療育手帳」が 8.8%となっています。

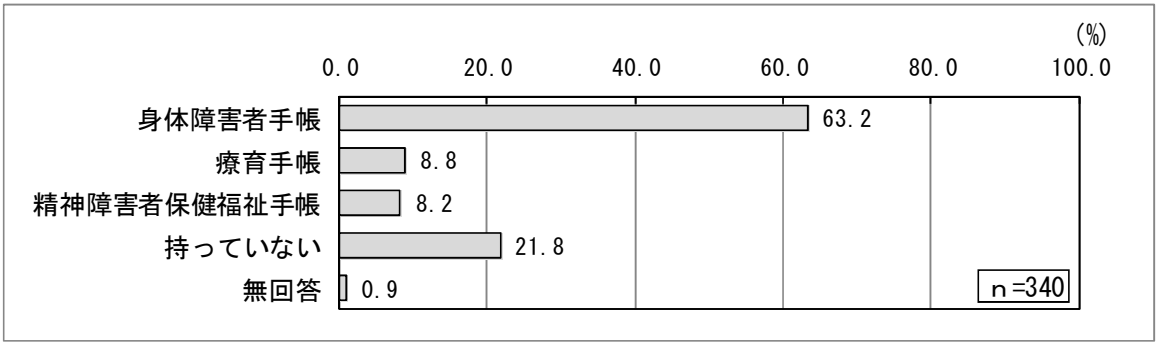

※手帳所持の重複者が含まれています。

⑤　暮らしについて

あなたは、どこで生活していますか。（○は１つ）

「本人または家族の持ち家」が最も高く 85.3%、次いで「福祉施設に入所」が 6.8%となっています。

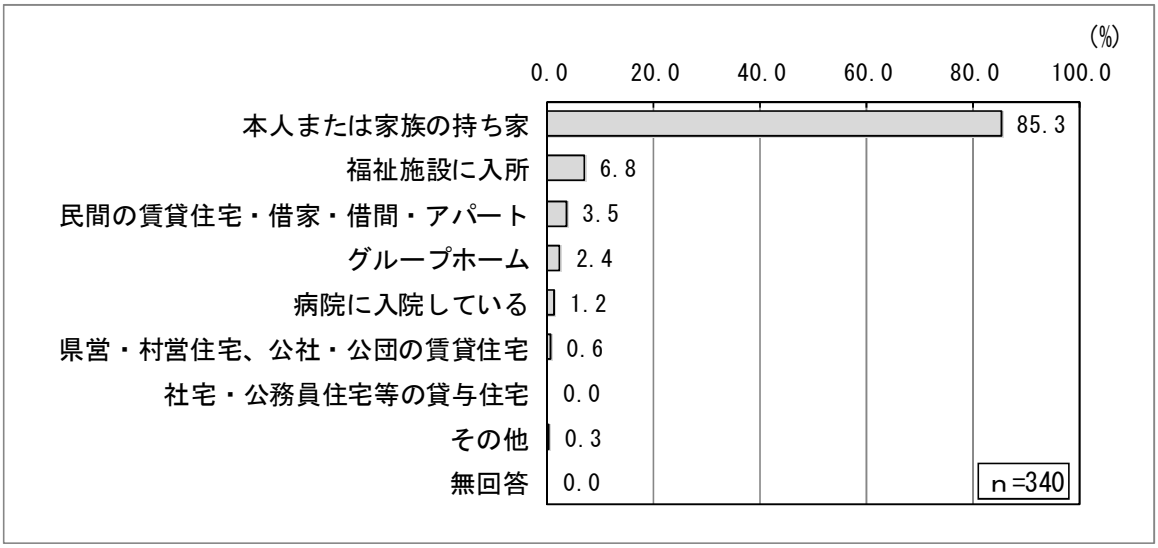

⑥　介助者について

あなたを介助してくれる方は誰ですか。（○はいくつでも）

「夫または妻」が最も高く 35.3%、次いで「子どもやその配偶者」が 26.5%となっています。

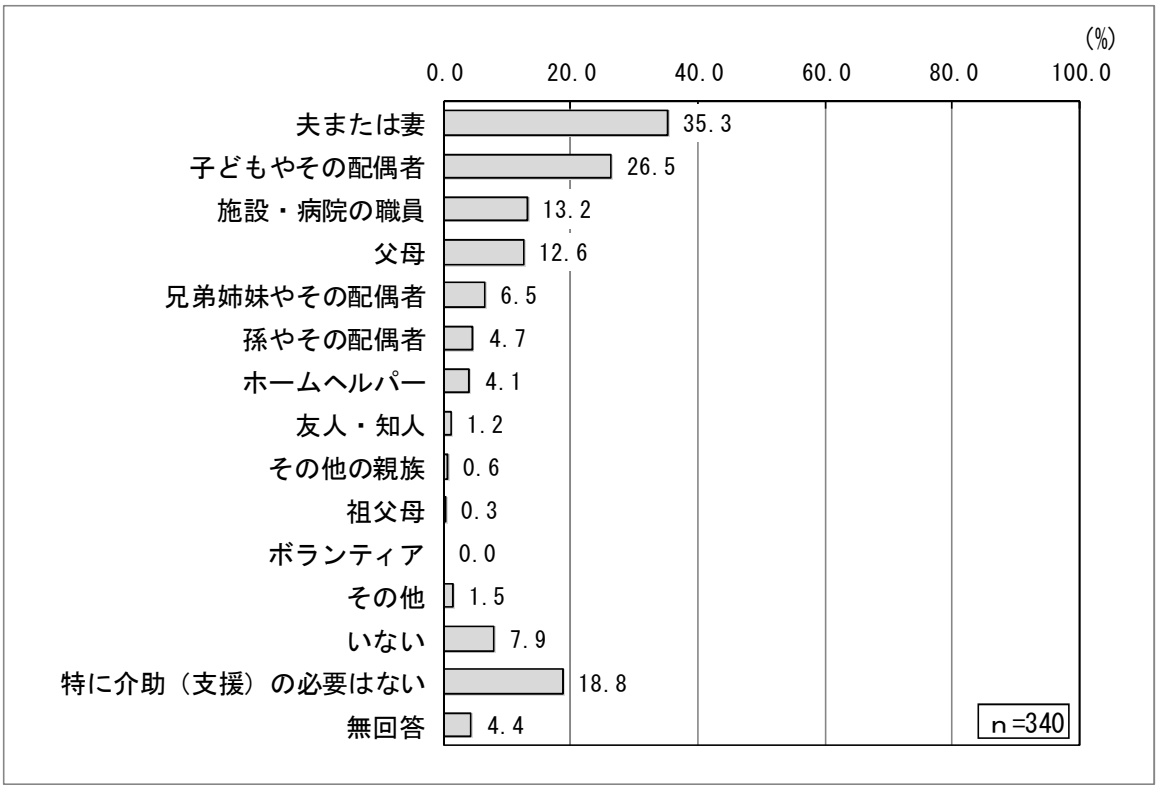

⑦　将来、生活したい場所について

あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。（○は１つ）

「今のまま生活したい」が最も高く 67.6%、次いで「家族と一緒に生活したい」が 17.1%となっています。

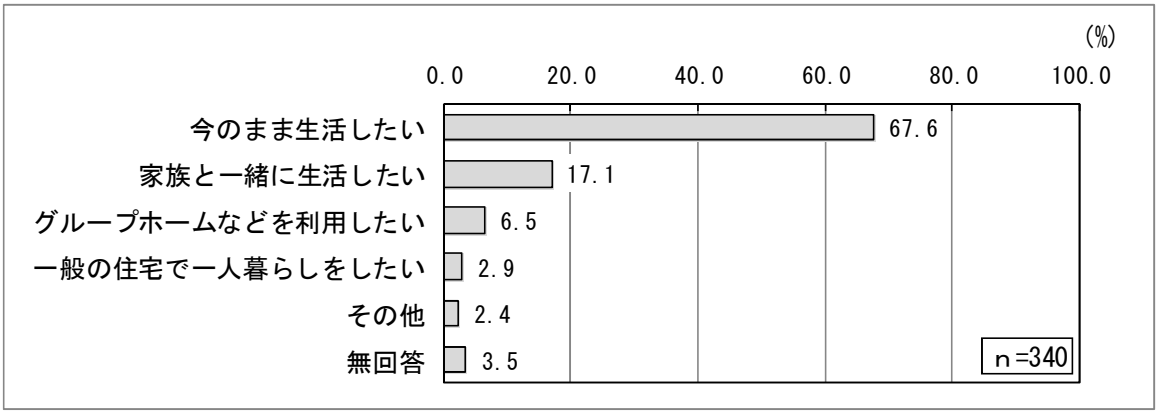

⑧　地域での生活に必要な支援について

地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
（○はいくつでも）

「経済的な負担の軽減」が最も高く 41.8%、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が 41.5%となっています。

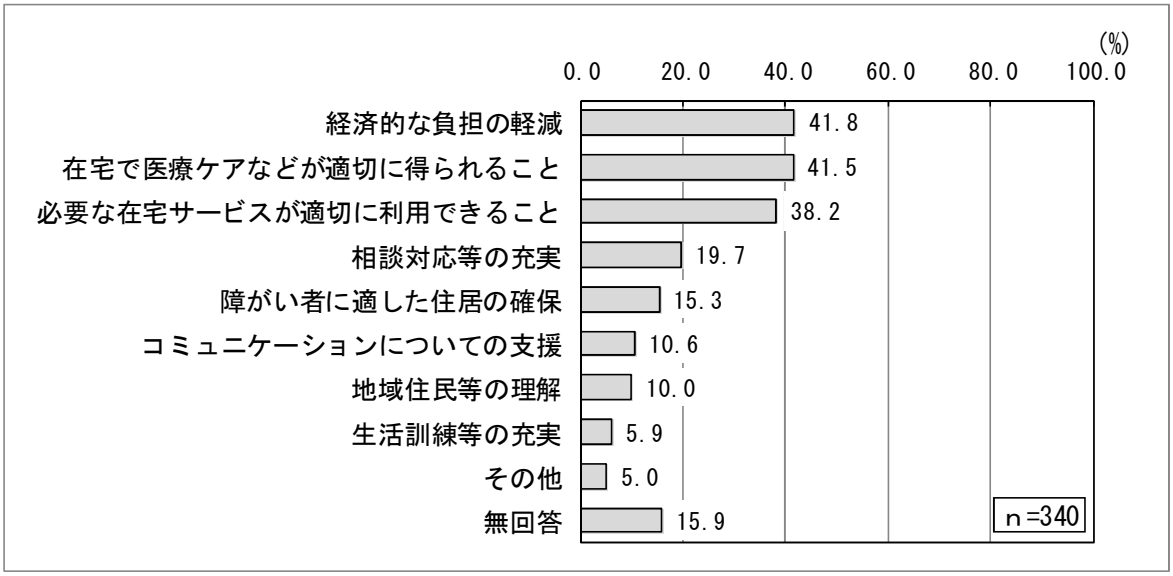

⑨　外出時の困りごとについて

外出するときに困ることは何ですか。（○はいくつでも）

「歩道や出入り口、駅などに階段や段差が多い」が最も高く 20.0%、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が 13.8%となっています。

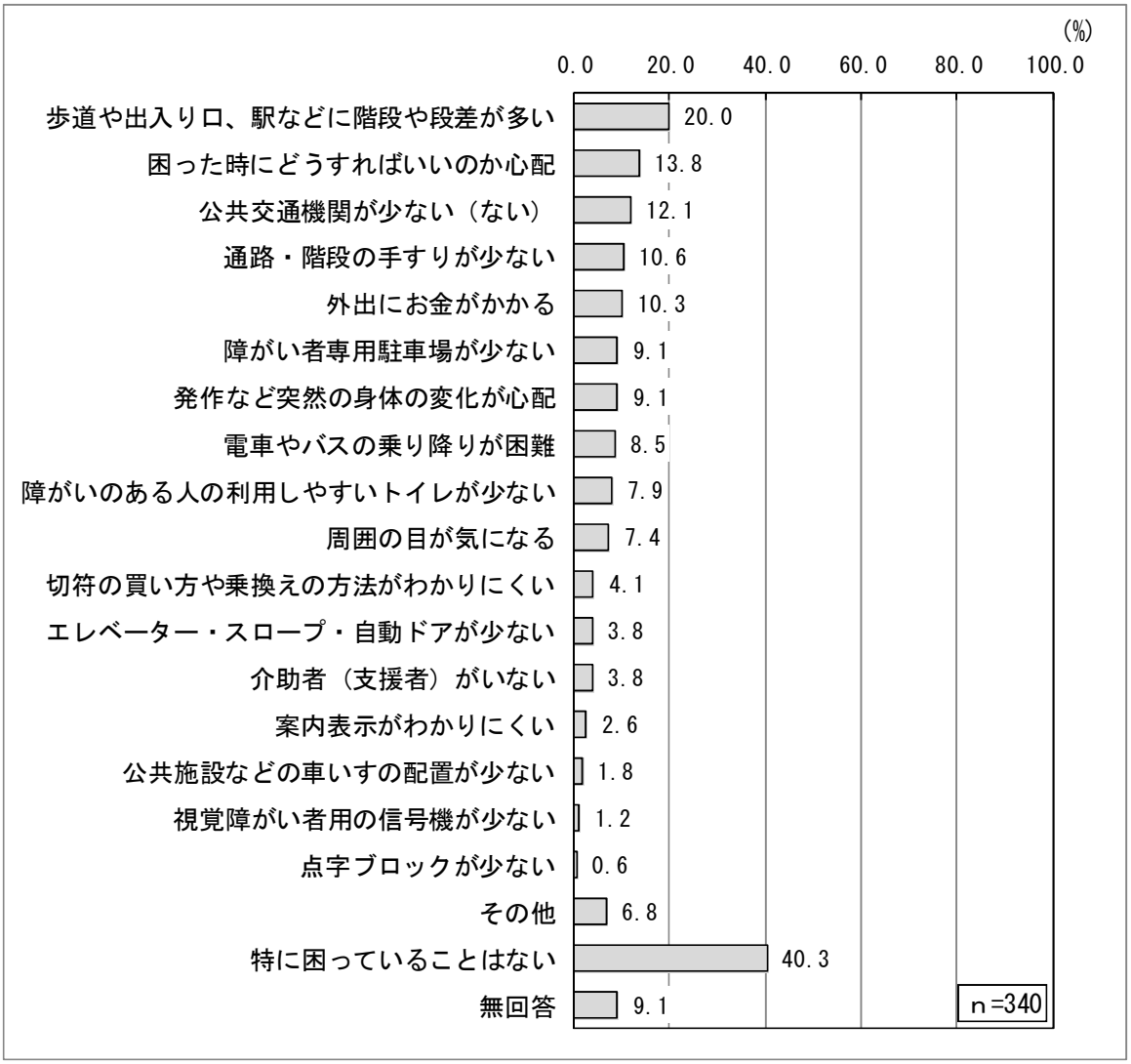

⑩　就労支援について

あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（○はいくつでも）

「職場の障がい者理解」が最も高く 28.8%、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 26.5%となっています。

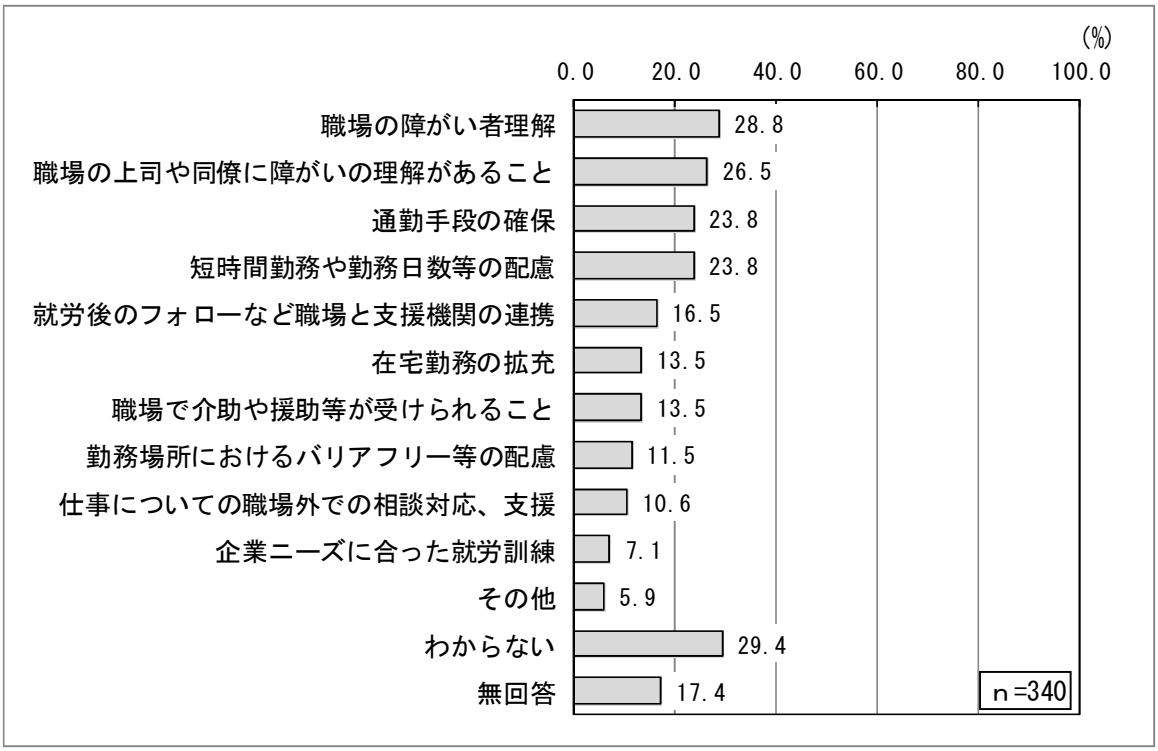

⑪　心配や困りごとについて

あなたは、現在どのような心配や困りごとがありますか。（○はいくつでも）

「自分の老後のこと」が最も高く 39.7%、次いで「身体に不自由や病気があり生活上不便なことが多い」が 27.9%となっています。

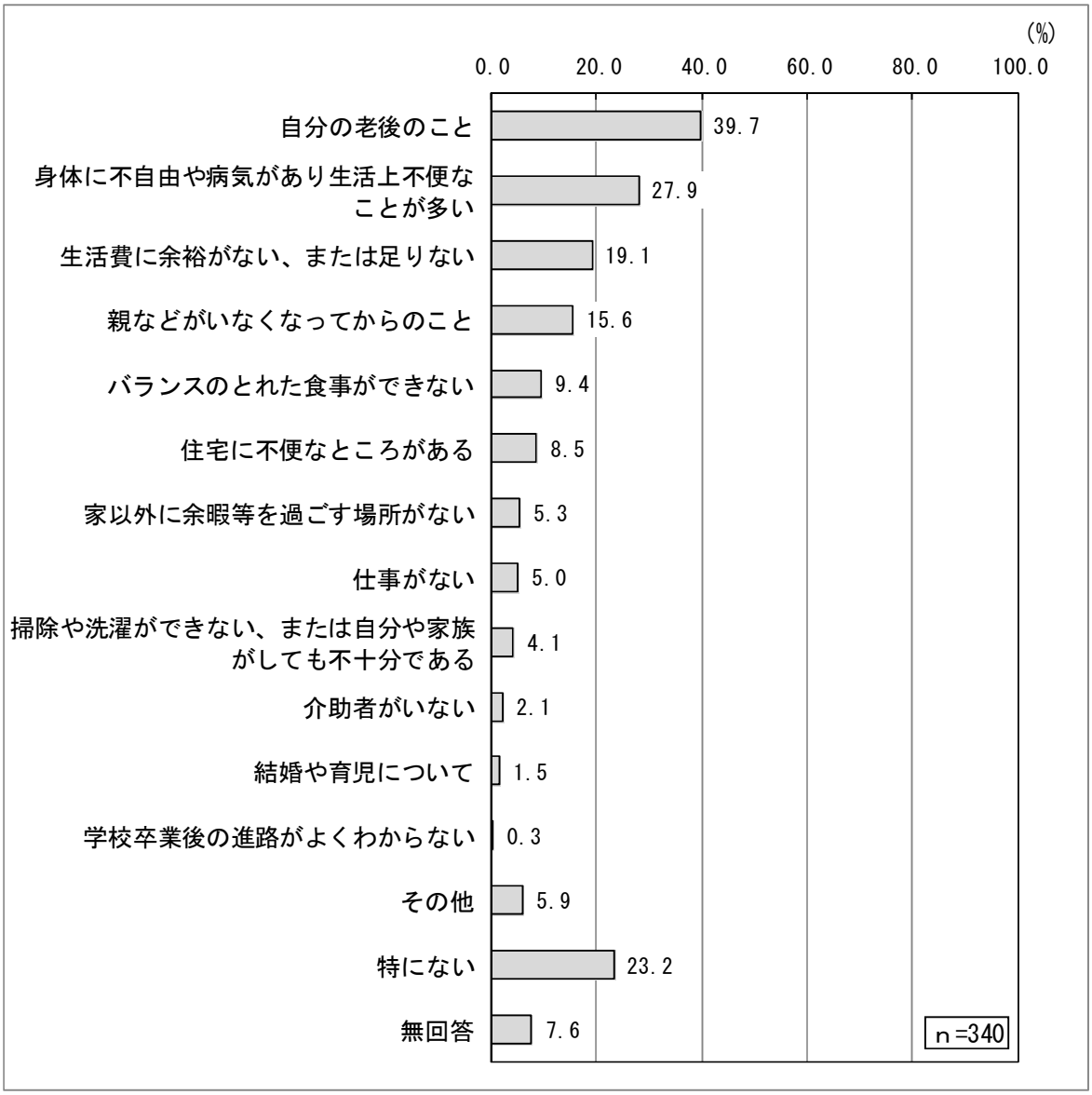

⑫　「親亡き後」について

【現在、ご両親（または、お父様かお母様のどちらか）がおられる方にお聞きします】

「親亡き後」のことをどのように考えていますか。（○は１つ）

「兄弟・親族と一緒に自宅生活を続ける」が最も高く 16.4%、次いで「入所施設で生活する」が 8.6%となっています。

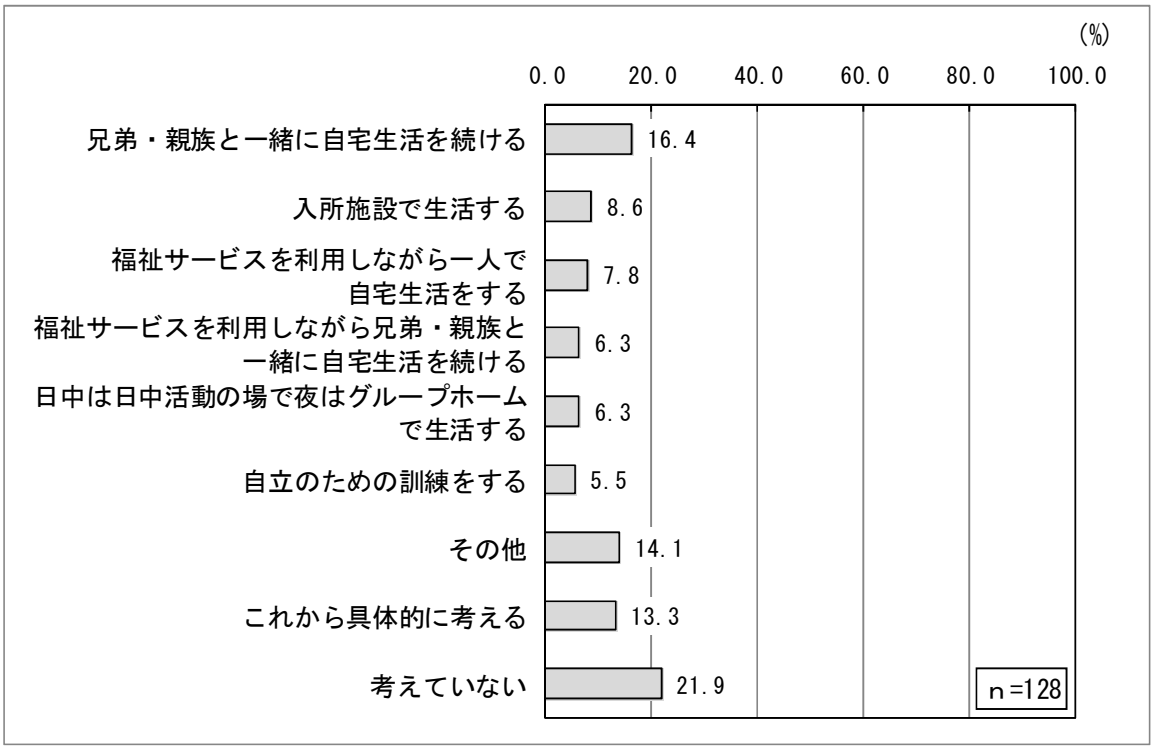

●障がい児福祉（18歳未満）に関するアンケート調査

①　回答者について

この調査票にお答えいただくのはどなたですか。（○は１つ）

「本人の意見を確認することが難しいので、家族や介助者や施設職員」が 54.5%、次いで「本人の意見を聞いた家族や介助者」が 36.4%となっています。

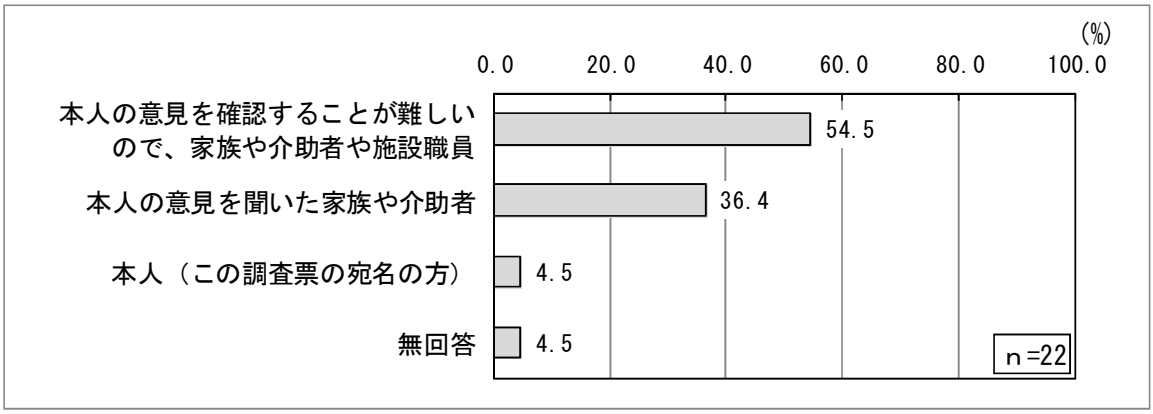

②　年齢について

あなたは、何歳ですか。（平成 29 年３月３１日現在）

「6～12 歳」が最も高く 31.8%、次いで「16～17 歳」が 27.3%となっています。

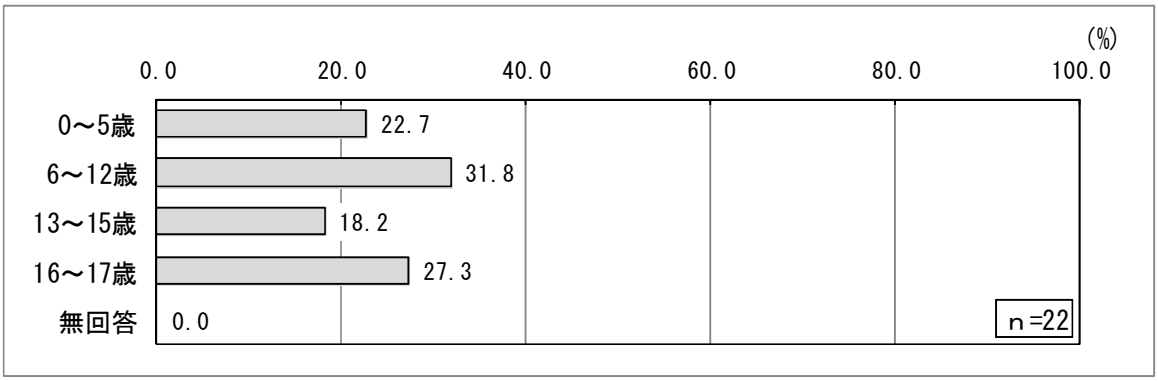

③　性別について

あなたの性別はどちらですか。（○は１つ）

「男性」が 59.1%、「女性」が 40.9%となっています。

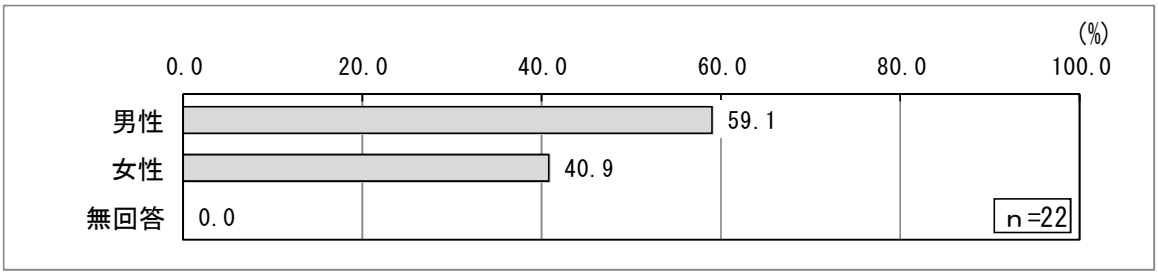

④　手帳の種類について

現在、お持ちの手帳の種類はどれですか。（○はいくつでも）

「療育手帳」が最も高く 50.0%、次いで「身体障害者手帳」が 18.2%となっています。

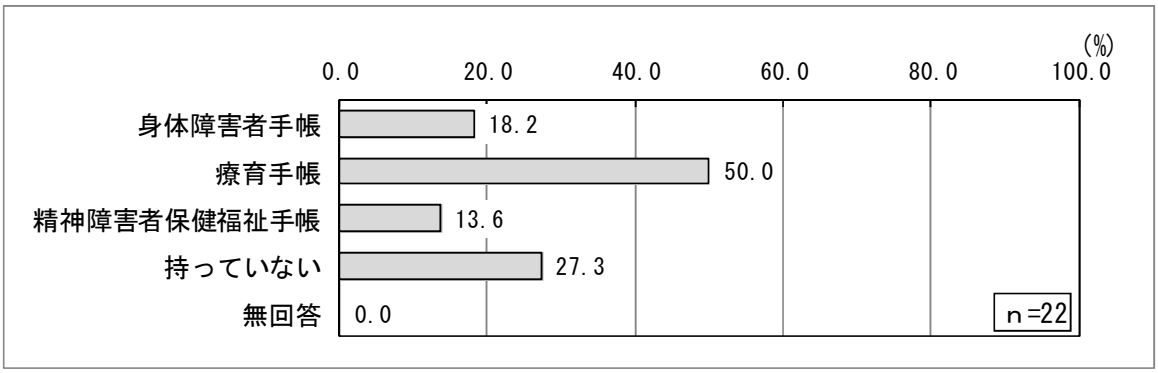

※手帳所持の重複者が含まれています。

⑤　暮らしについて

あなたは、どこで生活していますか。（○は１つ）

「本人または家族の持ち家」が最も高く 95.5%、次いで「県営・村営住宅、公社・公団の賃貸住宅」が 4.5%となっています。

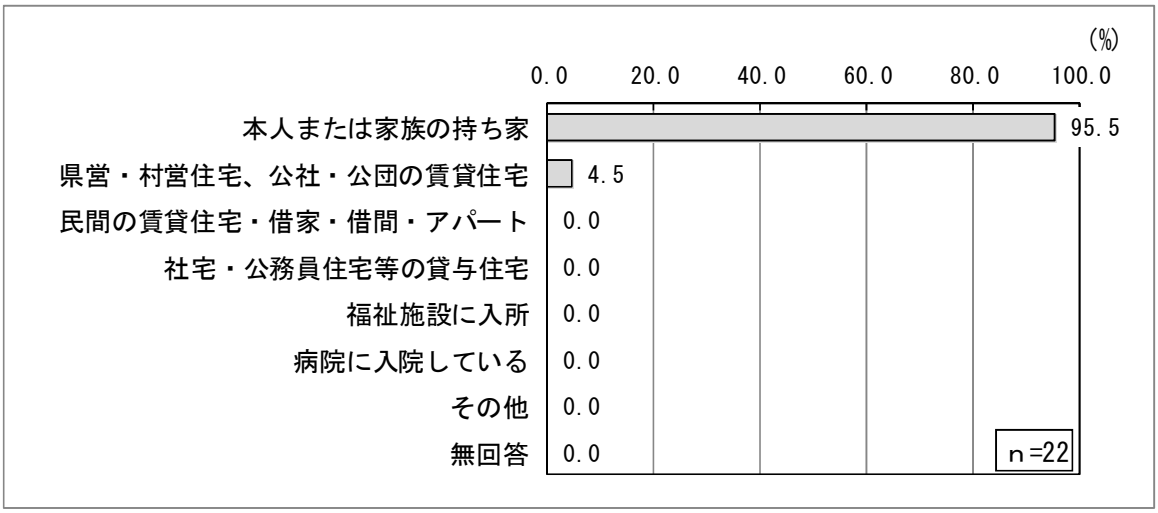

⑥　介助者について

あなたを介助してくれる方は誰ですか。（○はいくつでも）

「父母」が最も高く 81.8%、次いで「祖父母」が 50.0%となっています。

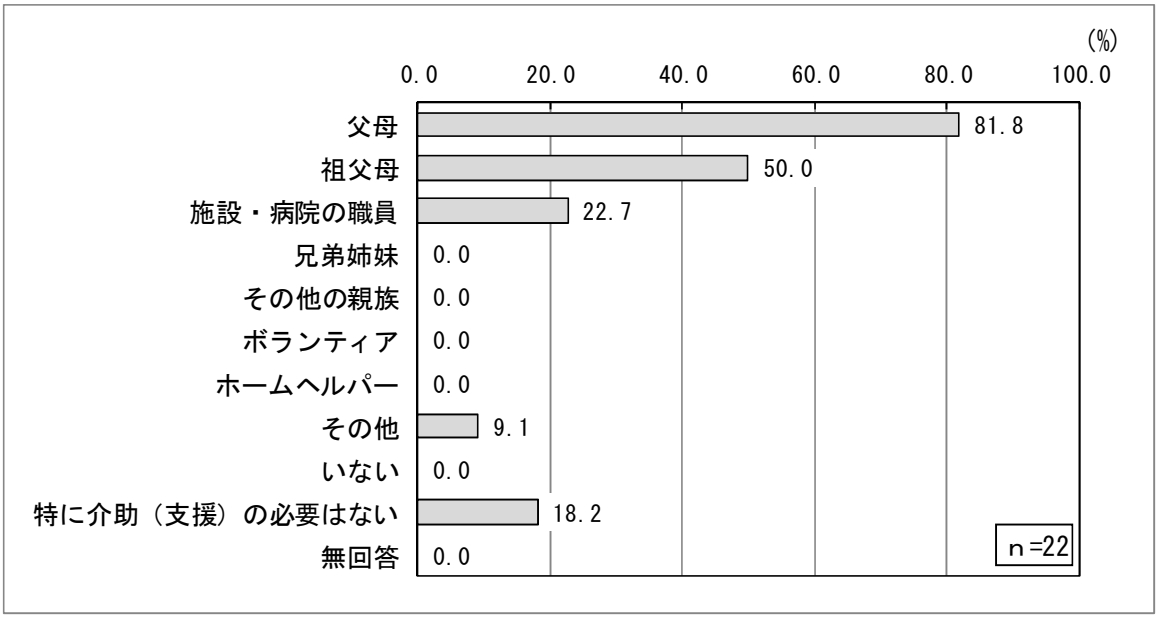

⑦　発達が心配になったときの年齢について

発達が心配になったときのご本人の年齢は何歳でしたか。（○は１つ）

「0 歳～1 歳 6 か月」が最も高く 36.4%、次いで「1 歳 7 か月～3 歳」が 22.7%となっています。

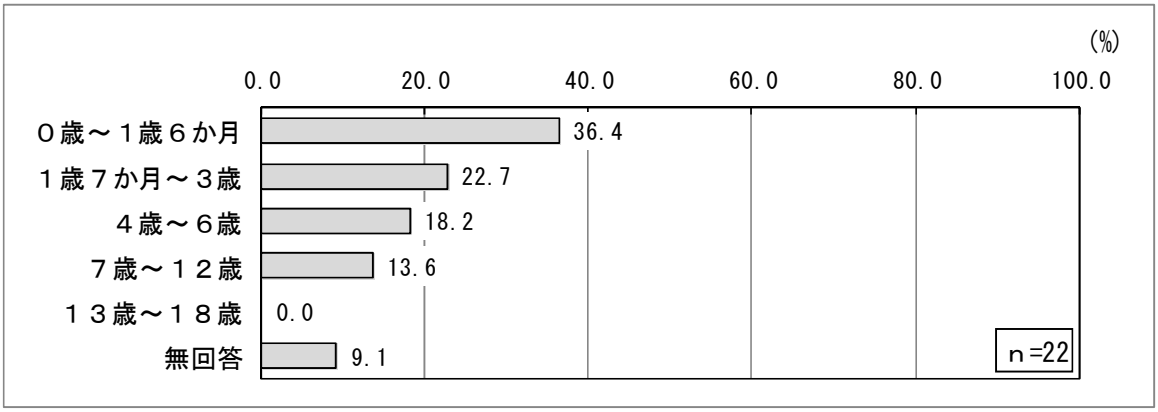

⑧　外出時の困りごとについて

外出するときに困ることは何ですか。（○はいくつでも）

「困ったときにどうすればいいのか心配」が最も高く 27.3%、次いで「公共交通機関が少ない（ない）」が 22.7%となっています。

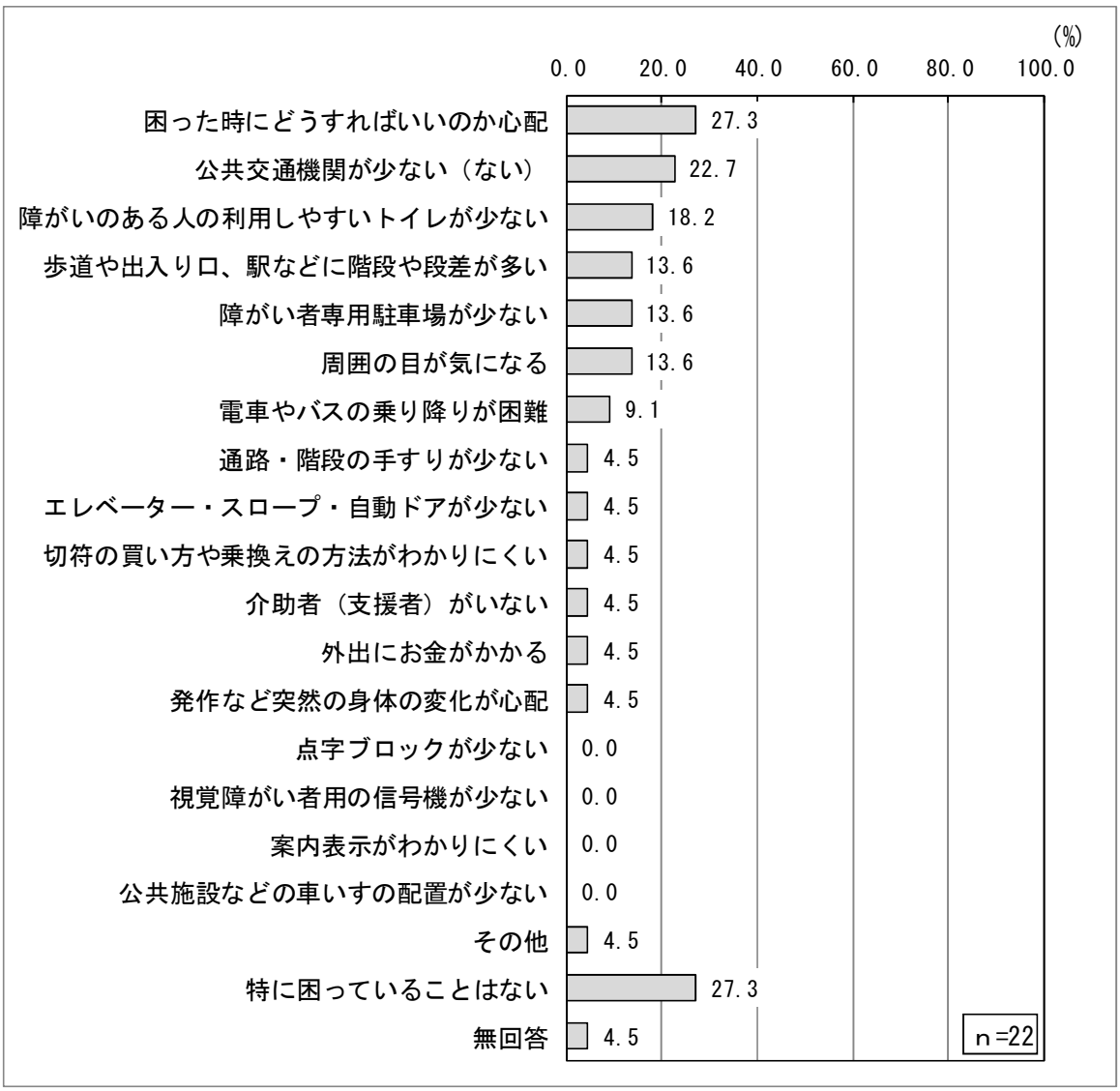

⑨　日中活動の場所について

ご本人の日中活動の場所はどちらですか。（○はいくつでも）

「自宅」が最も高く 40.9%、次いで「保育園」「児童発達支援事業所」「放課後等デイサービス事業所」が 22.7%となっています。

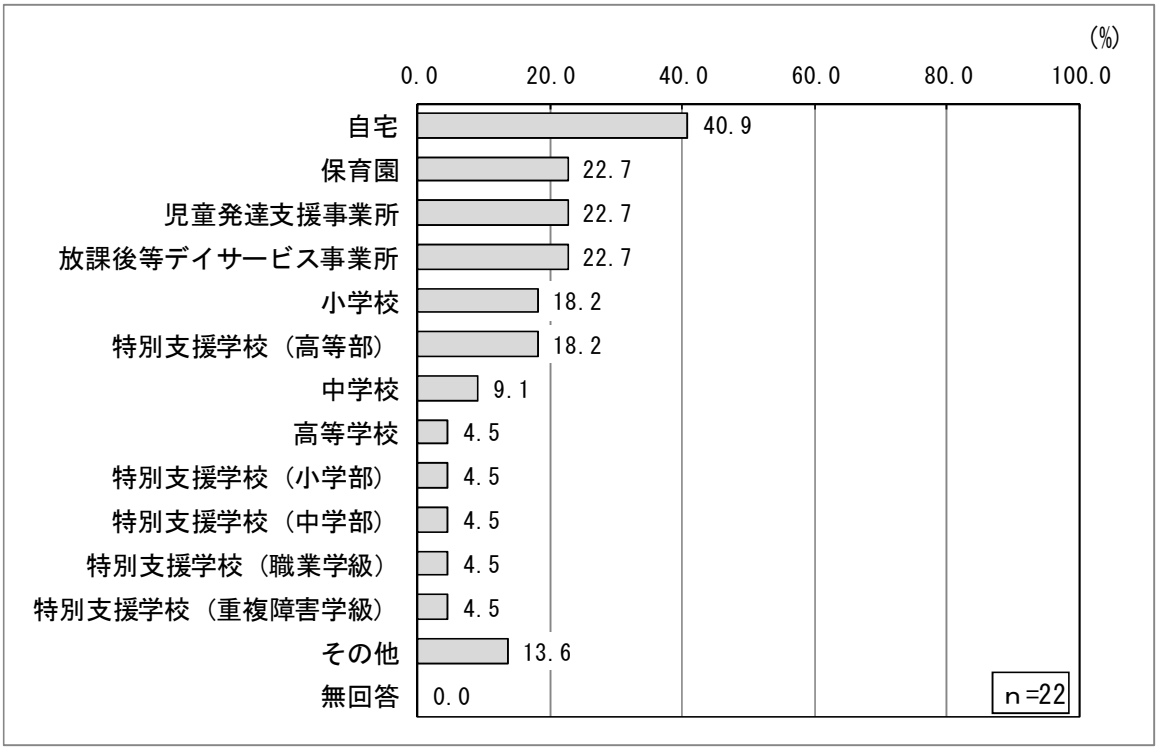

⑩　障がいのことの相談先について

障がいのことで一番相談をしているところはどこですか。（○は１つ）

「医療機関」が最も高く 40.9%、次いで「学校」が 18.2%となっています。

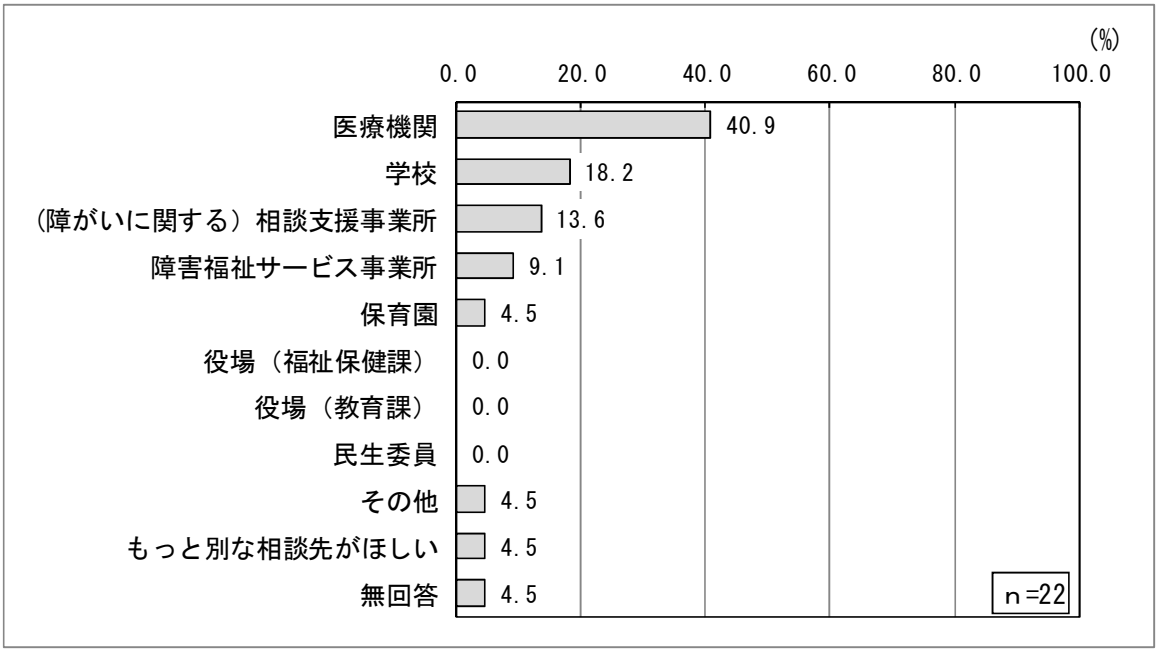

⑪　学校・保育園での困りごとについて

学校・保育園で困っていることはありますか。（○は主なものに３つ）

「通うのが大変である」「友だちができない」が最も高く 27.3%、次いで「保育園・学校の卒園・卒業後の進路がわからない」が 22.7%となっています。

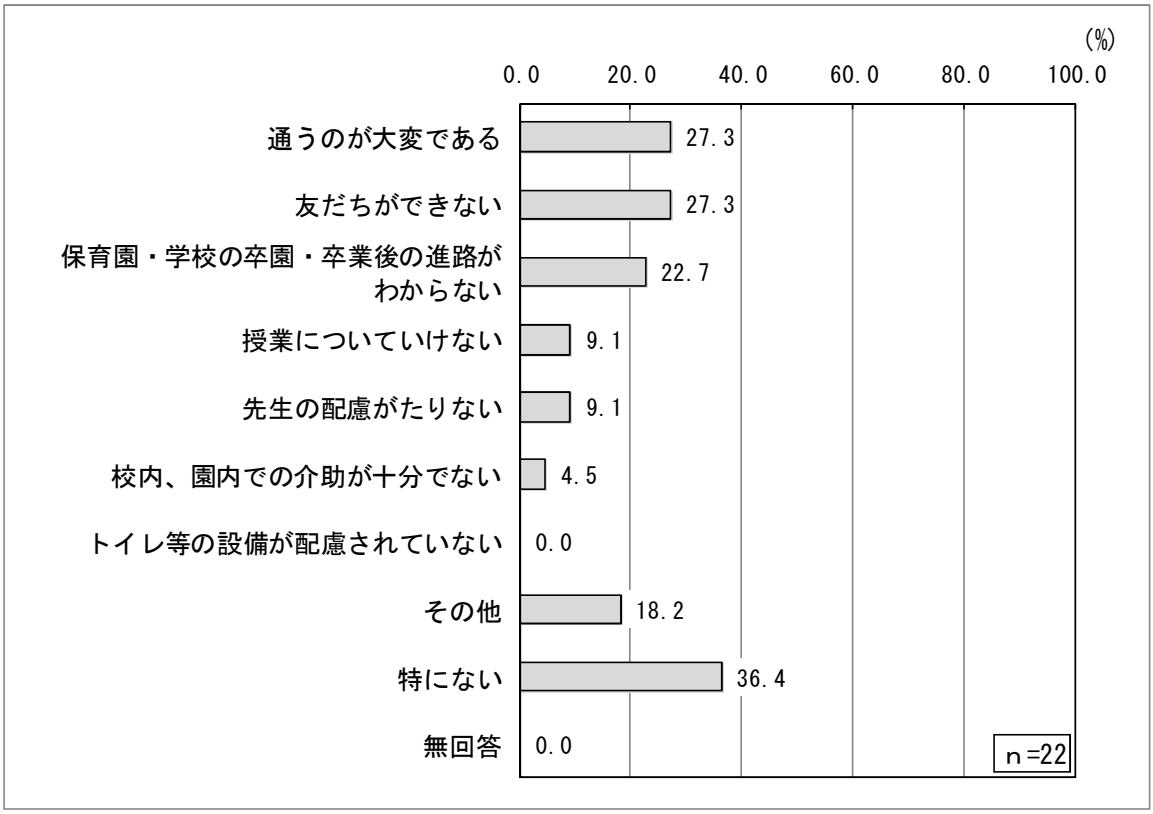

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

障害者基本法に基づく障がい者施策は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。すべての住民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念を踏まえ、「弥彦村障がい者計画・第５期弥彦村障がい福祉計画・第１期弥彦村障がい児福祉計画」では、人生のすべてのときにおいて、障がいや病気のあるなしにかかわらず、自分らしさを発揮し、家族や地域の優しさにつつまれて充実した暮らしができる社会の実現に向け、障がい者施策を推進していきます。

基本理念

「自分らしさを発揮し、家族や地域の優しさに
つつまれて充実した暮らしができる社会の実現」

基本的な方針

障がい者が地域や家庭でできる限り自立し、その人らしくいきいきと暮らせるよう、社会参加を促進するとともに、多様なサービスの充実により、地域での総合的な生活支援を行います。

本計画では、上記を基本理念及び基本的な方針とするとともに、国の基本指針で掲げる基本理念を踏まえるものとします。

２　基本目標

本計画における基本理念及び基本的な方針の実現のため、基本目標を次のように定めます。

■ 社会参加の促進

障がい者の多くが住み慣れたところで、地域の人々と安心して暮らしていきたいと思っています。そのため、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去しながら、生活環境づくりに努めます。

■ 自立生活への支援

障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

障がい者の地域生活移行や地域生活の継続を促進するため、障がい福祉サービス等の支援の充実とともに、ケアマネジメントの強化を図り、地域住民や団体の相互協力による障がい者やその家族を支える仕組みづくりを進めます。

■ サービスの確保・支援の充実

障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、同行援護等の在宅サービスの支援や短期入所及び日中活動の場の確保に努めるとともに、サービスの量的・質的な充実を図ります。

また、障がい者を支える人材の育成やネットワークづくりを促進します。

■ 居住の場の確保

障がい者が施設入所や入院生活からの地域生活への移行、また、親など援助者から自立しての生活など、自身の希望する暮らし方を選べることが重要です。

そのため、障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

■ 就労支援の充実

障がい者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する障がい者にはできる限り一般就労ができるように、一般就労が困難である障がい者には就労継続支援Ｂ型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。あわせて、年金等の支給、経済的負担の軽減等により経済

的自立を支援します。

また、障害者雇用促進法に基づき、法定雇用率を達成していない企業に対しハローワークとの連携を図りながら達成に向けた取り組みを進めます。地域での多様な就労の場や働き方を通して、障がい者への理解を促進します。

■ 相談支援体制の確立

障がい者が安心して地域生活を送るためには、サービス利用支援の取り組みや障がい者の権利擁護に関する取り組みなど、情報の提供及び気軽に相談できる場の提供が必要です。

そのため、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築し、障がい種別に対応した総合的な相談支援体制の整備を図ります。また、障がい者のライフステージを通じて一貫した相談支援体制の充実に努めるとともに、自立支援協議会や各関係機関との連携強化を含め、総合的な相談体制の構築を図ります。

３　基本指針見直しの主なポイント

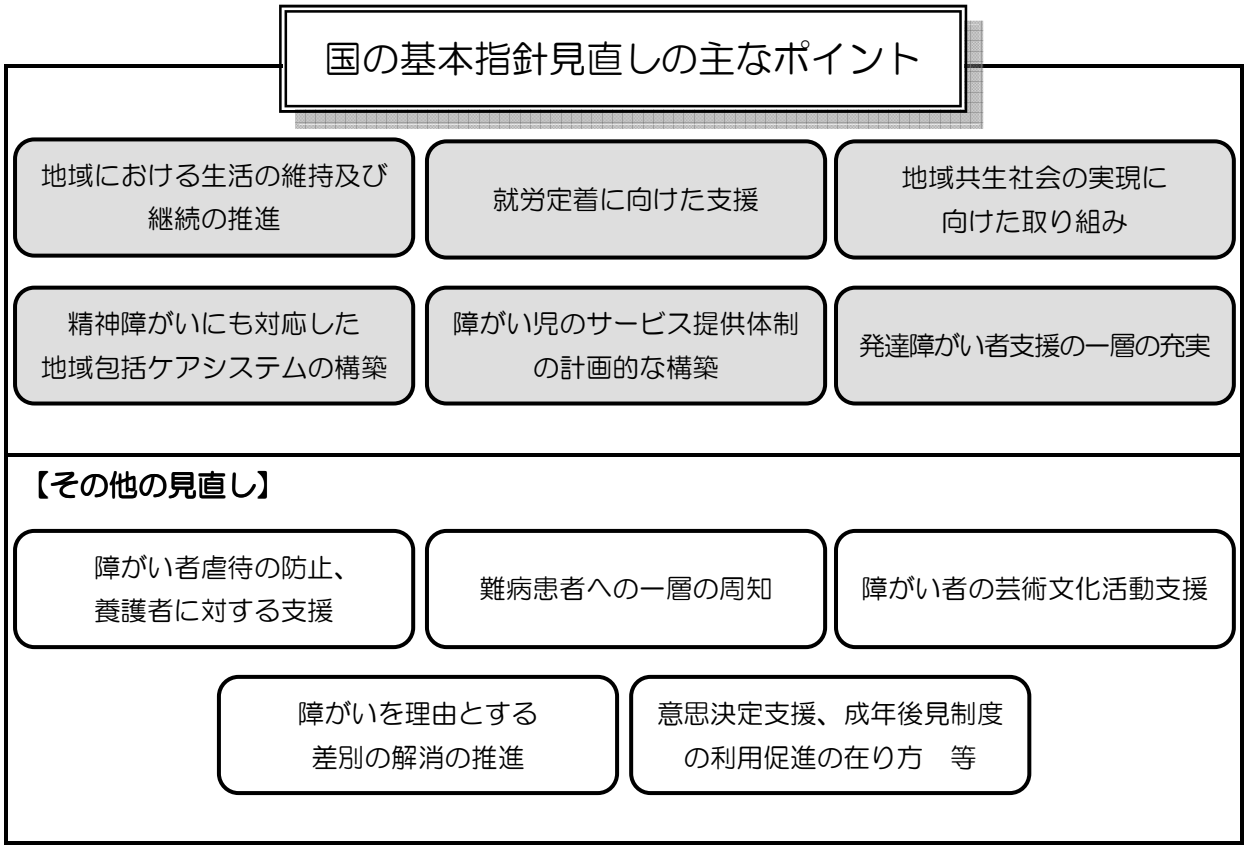

４　計画の体系

■ **基本理念**

「自分らしさを発揮し、家族や地域の優しさに
つつまれて充実した暮らしができる社会の実現」

■ **基本目標**

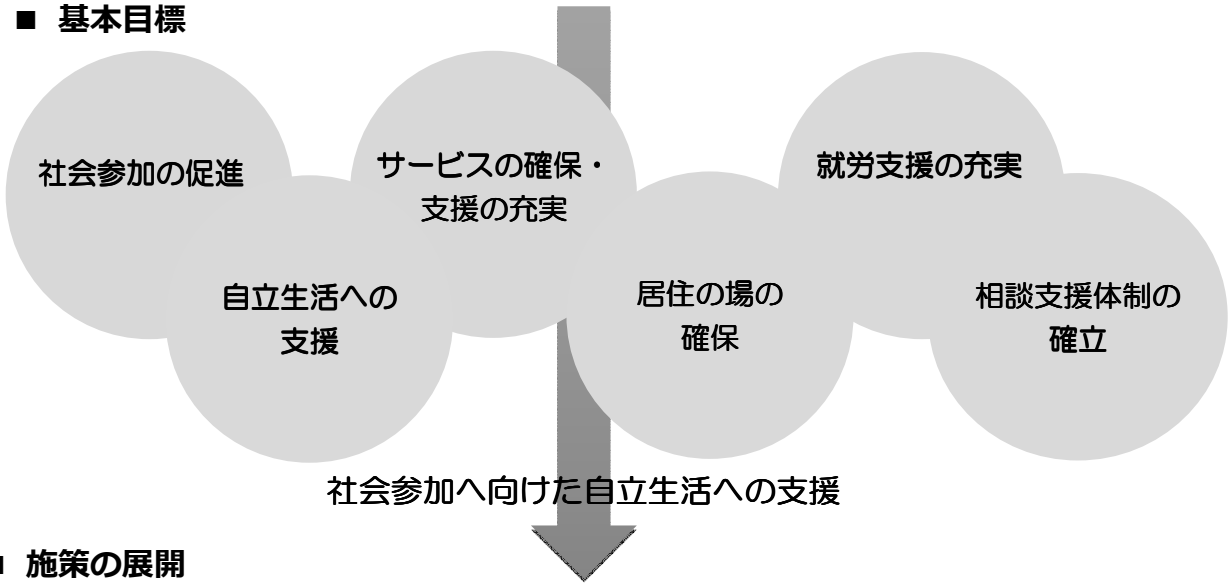

■ **施策の展開**

１　生活支援の充実
　（1）障がい福祉サービス等の充実
　（2）地域生活支援事業の充実
　（3）文化・芸術活動・スポーツ等の充実
　（4）就労支援の充実
　（5）相談支援体制の確立
２　保健・医療の充実
　（1）保健・医療等の充実
３　療育・保育・教育の充実
　（1）療育体制の充実
　（2）保育サービスの充実
　（3）教育体制の確立
４　情報・コミュニケーションの充実
　（1）情報提供の充実
　（2）情報のバリアフリーの推進
５　福祉のまちづくりの推進
　（1）バリアフリー化の推進
　（2）差別の解消及び権利擁護の推進
　（3）防犯・防災体制の充実

第４章　施策の展開

障がいの有無にかかわらず、すべての人々が自分らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現に向けて、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージの全段階を通じて住み慣れた地域で安定して暮らし、適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉、教育、雇用、就労等の関係機関相互の緊密な連携を図りながら、総合的な施策の展開を推進します。

１　生活支援の充実

本村では、障害者総合支援法に基づき居宅介護や生活介護、就労移行支援などの障がい福祉サービスをはじめ、相談支援や移動支援、日中一時支援事業などの地域生活支援事業を実施し、できる限り地域の中で自立した生活ができるよう支援を行っています。

今後も、障がい者の日中における活動の場や居住の場などを支援する障がい福祉サービスの提供基盤の充実を図るとともに、不足しているサービスの確保に努めます。

また、生活安定のための経済的支援や各種負担の軽減策等を行い、障がい者の地域生活を支えるサービスの充実に取り組みます。

（１）障がい福祉サービス等の充実

①　訪問系サービスの充実

居宅介護をはじめとした訪問系サービスは、障がい者の地域での生活を支える基本となるサービスであることから、サービスの量と質の充実を図るとともに、障がいの種別に関わらず必要なサービスを受けられるよう支援します。

②　日中活動系サービスの充実

障がい者の地域における日中活動の場となる生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護及び短期入所等の各サービスの体制整備・拡充に努めます。

③　居住系サービスの充実

障がい者が自分に合った暮らしの場を選択できるよう、障害者総合支援法に基づく「施設入所支援」「共同生活援助（グループホーム）」等の確保に努めます。

④　地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業の各事業のサービス量を確保するとともに、障がい者の利用ニーズなどを踏まえた事業を実施します。

⑤　補装具事業の推進

障がい者の身体機能を補うことで日常生活をしやすくするため、補装具の給付の充実及び、普及を促進します。

⑥　訓練等給付の充実

障がい者の就労、自立に向けて、サービス提供事業者等とより一層の連携を図り、一体的な取り組みに努めます。

⑦　障がい者の地域移行

医療機関等との連携を図り、障がい者の地域生活への移行支援及び定着支援に向け、各種サービスの充実を図ります。また、施設入所者や病院に入院している障がい者の地域移行を進めるため、地域相談支援（地域移行・地域定着）事業の推進に努めます。

（２）地域生活支援事業の充実

①　相談支援事業

障がい者の権利擁護のために必要な支援を行うとともに、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や、保健・医療・福祉が連携して対応する体制の構築を推進します。

②　意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の意思疎通を仲介する手話奉仕員の派遣等を行うとともに、村社会福祉協議会との連携を図りながら、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の人材育成や確保に努め、コミュニケーションづくりのための手段の充実を図ります。

また、事業の周知を図り、利用を促進します。

③　日常生活用具給付等事業

障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図ります。

④　移動支援事業

地域における自立生活及び社会生活を促進するため、単独で移動することが困難な障がい者等について、外出のための支援を行います。

⑤　地域活動支援センター事業

障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、創作的活動または生産活動の機会の提供を行います。

⑥　情報提供の充実

障がいのある方が自らサービスを選択し地域で自立した生活を送れるよう、サービス利用の仕組みや事業者の情報など、広報紙やホームページ、各種パンフレットの活用など各種福祉サービス等の情報の充実と相談窓口の周知に努めます。

⑦　支給決定における公平性・透明性の確保

必要な方に適切なサービスが提供できるよう、認定調査の実施体制の整備や審査会の適正な運営に努め、支給決定の公平性・透明性の確保に努めます。

（３）文化・芸術活動・スポーツ等の充実

①　文化・芸術活動等の充実

障がい者が身近な地域で自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、学習、文化・芸術活動などを行える環境の整備に努め、あわせて障がい者自身の活動や、それをサポートするＮＰＯ・ボランティア団体などの活動を支援することにより社会参加の促進に努めます。

②　文化・芸術活動の促進

障がい者が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努め、限られた関係者によって支えられてきた活動を、社会的・組織的にサポートできる体制の整備に努めます。

③　スポーツ活動の促進

障がい者の健康保持・増進を図るため、障がい者スポーツ大会などの情報提供を積極的に行い、参加の促進に努めます。

（４）就労支援の充実

①　福祉施設における就労支援の充実

福祉施設における「就労移行支援」、「就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）」などの就労系サービス提供事業者と連携し、企業等で働く意欲や能力がある方に対してサービス利用を勧めます。

②　企業等への啓発活動

企業等に対して障がい者雇用についての理解・啓発活動を行うとともに、各種助成制度の周知に努め、障がいの特性に応じた就労の場の確保と雇用機会の拡大を図ります。

③　関係機関の連携強化

庁内関係課はもとより、福祉施設、ハローワーク、新潟県等との連携を強化し、就労に関する取り組みについて情報収集するなど総合的な支援体制づくりと雇用の場の拡充を図るとともに、一般就労への移行を促進し地域での就労及びその継続を支援します。

（５）相談支援体制の確立

①　相談支援ネットワークの構築

障がい者が住み慣れた地域で自立して生活を送るためには、さまざまな問題解決に向けての必要なサービスを受けることができるよう、相談支援事業や情報提供の充実が必要です。

本村においては、障がい者及び介助者に対して、保健・医療・福祉が連携した総合的な相談支援を行う相談支援事業の充実を図るとともに、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う、地域包括支援センターと連携を取りながら相談体制の確立を図ります。また、地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす弥彦村自立支援協議会を中心とし、また、新潟県自立支援協議会との連携により、総合的な相談支援体制の充実と専門機関等と連携したネットワークの強化を図ります。

■相談支援ネットワークのイメージ

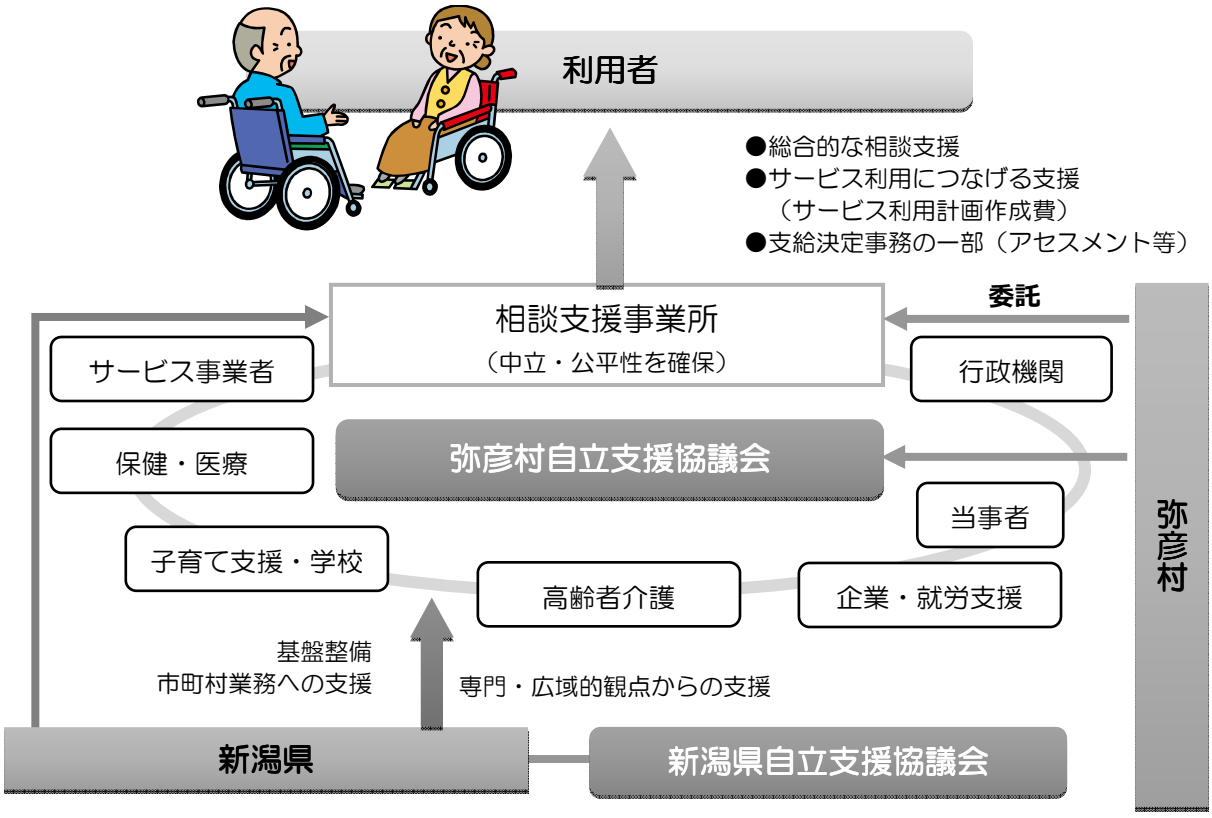

②　ケアマネジメント体制の整備

必要に応じて複数のサービスを適切に結びつけるなど、計画的にサービス利用ができる仕組みを強化します。また、障がい者のニーズや課題の把握を行うとともに、専門職種の確保・養成に努めます。

③　専門相談員活動の充実

障がい者自身や家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決にあたる相談員の専門性の向上を図るとともに、保健・医療・福祉、教育部門が連携し多様な相談に対応する体制の構築を推進します。

④　相談窓口の充実

住民が障がい者福祉に関して気軽に相談できるよう、地域・関係機関等との連携体制を強化した、身近な相談体制の充実とその周知に努めます。

⑤　虐待防止

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

⑥　民生委員・児童委員の相談活動の支援

地域において、障がい者をはじめ、高齢者、児童、母子など援助を必要とする人の相談など個別援助活動を行っている民生委員・児童委員の相談活動に対して、必要な情報提供に努め、相談・援助機能の充実を図ります。

２　保健・医療の充実

本村では、乳幼児健康診査を通じて、疾病の予防と早期発見、乳幼児の健康保持と増進に努めるとともに、各種相談会のなかで、育児等に関する相談支援を実施しています。また、障がいの原因となる疾病の予防と早期発見に取り組むとともに、それぞれのライフステージにおける保健事業を通じて、こころ・体の健康づくりを支える適切な保健サービスなどを提供し、健康づくりを支援しています。

今後も、障がいの原因となる疾病の予防と早期発見に取り組むとともに、心身の健康づくりを支える適切な保健・医療サービスなどを提供し、健康づくりの支援を行います。

（１）保健・医療等の充実

①　各種健診の充実

疾病の予防と早期発見・早期治療、発達の遅れや障がいが疑われる乳幼児の早期発見と早期療育につなげるため、各種健診や保健指導、乳幼児健康診査事業などを引き続き実施するとともに、受診しやすい体制づくりに取り組みます。

健診の受診が困難な障がい者については、医師、保健師等を派遣する訪問健康診査の実施や訪問歯科診査の実施、充実を図ります。

②　健康づくりの普及啓発

保健・医療の連携のもと、各種健康教育などの充実を図り、生活習慣病の予防や健康増進、こころの健康づくりなど健康に関する意識の普及啓発に努め、生涯を通じた健康管理の推進を図ります。

③　歯科保健対策の充実

歯科医師会と連携を図り、定期的に歯科検診を受けることが困難な障がい者に対しては、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取り組みを進めます。また、早期アプローチが可能となるよう、保健・医療の関係機関と連携し、引き続き支援体制の充実を図ります。

④　こころの健康づくり

こころの健康づくり施策と連携を図り、ライフステージに応じたこころの健康づくりを推進します。また、こころの健康づくりや精神障がいについての理解が住民に深まるよう、啓発活動の推進や精神保健福祉講座等の開催に努めます。

⑤　機能訓練等の充実

障がい者が安定した生活を送ることができるよう、障がいの重度化予防のため効果的な機能訓練事業、訪問指導を実施します。

また、日常生活の不自由さをできるだけ解消できるよう、福祉用具や住宅改修等について相談できる体制の充実に努めます。

⑥　発達障がい児(者)に対する支援

自閉症や学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がい児(者)に対して、乳幼児期から成人期までの一貫した支援ができる体制の整備を図ります。

また、保健・医療・福祉・教育等との連携のもと、各種健康診査や保健事業などの施策を充実し、発達障がいの早期発見・早期支援に努めます。

⑦　医療・リハビリテーションの充実

生活習慣病等の早期発見・早期治療による障がいの発生の原因となる疾病の予防の充実を図るとともに、寝たきりや要介護状態にならないよう、身近な地域における機能訓練事業や総合的な地域リハビリテーション体制の充実に努めます。

また、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、地域で暮らせる環境の整備に努めるとともに、難病に関する施策を推進していきます。

⑧　医療・給付制度の周知

医療費の助成や自立支援医療など、医療費公費負担制度の周知及び利用促進に努め、自己負担額を軽減します。

⑨　関係機関との連携

身近な地域で安心して医療が受けられるよう、地域の医療機関や圏域の医療機関、県との連携を強化し、医療体制の整備を推進します。

難病については、国や県の施策と連携した支援策を検討するとともに、訪問相談などを実施し、在宅の難病患者の療養を支援します。

３　療育・保育・教育の充実

発達の特性に対する早期発見・早期支援は重要であり、乳幼児に対する乳幼児健康診査や発達相談などにより早期発見に努めることが必要です。また、障がいの軽減を図り、将来の生活において自立し可能な限り能力を発揮できるようにしていくための早期教育や支援を継続的に行っていくことが必要です。

そのため、職員の専門性の向上に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、障がいのある幼児等の保健・医療・療育等の総合的な指導体制づくりに努めます。

学校教育については、児童生徒のニーズに応じた教育課程の指導方法の工夫、改善に努めるとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、地域や特別支援学校等との連携の強化を図ります。

（１）療育体制の充実

①　早期発見・療育の充実

医療機関をはじめとする関係機関との連携により、子どもの発達の節目において健診等を行い、身体、運動、精神発達を確認し、障がいの早期発見、療育に対応していきます。また、早期から療育や教育相談などの指導を受けることができるよう関係機関と連携し、継続的な支援体制の充実に努めます。

（２）保育サービスの充実

①　保育内容の充実

障がいのある子どもが身近な地域で、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育サービスを受けられるよう、受入れ体制の整備、指導員や保育士の専門性の向上、保育内容の充実を図り、保護者に対し相談・助言を行います。

②　人材の育成

多様化する保育ニーズに適切に対応できる保育士の育成を図るため、関係機関との連携を図りながら職員研修の機会の提供に努めます。

（３）教育体制の確立

①　幼児教育等

障がいのある子どもも、身近な地域で遊び、学べるよう、一人ひとりの特性・能力に応じた指導が受けられる教育の推進に努めます。

また、「個別の支援計画」、「個別の指導計画」に基づき、就学前から小学校・中学校卒業までの一貫した支援体制の充実を図ります。教職員に対しては研修講座の受講等を促進し、指導力向上に努めます。

②　就学指導の充実

障がいのある子どもの適正な就学のために、保健・医療・福祉、学校教育分野等の関係機関と連携を図りながら保護者への就学指導などを行います。

４　情報・コミュニケーションの充実

障がい者が地域で自立して生活するために、福祉サービスや制度をはじめ、必要な情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報提供とコミュニケーションの充実等に努めます。

障がい者が住み慣れた地域で多様な情報に接し、必要な情報を主体的に選択するとともに自らも情報発信を行うことで、障がい者自身の自立や社会参加の可能性を広げることができるようコミュニケーション手段の確保を促進します。

（１）情報提供の充実

①　広報による情報提供

障がい者の利用できる各種福祉サービスや生活にかかわる情報を広報紙やホームページなどを通じて的確な情報提供を行います。

また、視覚障がい者や聴覚障がい者に対してわかりやすく、利用しやすい情報内容の充実を図ります。

②　パンフレット等の作成

障がい福祉サービスや制度に関する情報をわかりやすく記載したパンフレット等を作成し配布していきます。また、点訳や音訳による情報提供に努めます。

③　選挙等における配慮

点字等による候補者情報の提供等、情報通信技術の活用も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供に努めていきます。

また、不在者投票の適切な実施の促進により、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。

（２）情報のバリアフリーの推進

①　意思疎通支援

意思疎通支援を必要とする視覚障がい者や聴覚障がい者に対する点訳奉仕員、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の確保に努めます。

また、養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実していきます。

②　情報機器の活用

インターネットや情報端末機、携帯電話などの情報機器の利用及び活用の機会を拡充します。また、情報提供や相談の手段としてインターネットのさらなる活用を促進します。

５　福祉のまちづくりの推進

障がい者が、地域の中で安心して日常生活を送り社会参加を果たしていくために、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進します。住宅、建築物、公共機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを目指します。

（１）バリアフリー化の推進

①　施設のバリアフリー化等

障がい者にやさしいまちづくりを推進するため、バリアフリー新法に基づき道路環境、施設環境、移動手段の確保など生活空間の整備に努めます。

道路や施設については、歩道の設置、障がい物や段差の除去など障がい者の声を取り入れた環境整備や、バリアフリー化等を進めるとともに、利便性の向上を図ります。

②　公園のトイレの設置

今後、新たに設置する場合や老朽化で更新するトイレは、高齢者や障がい者等が利用可能な仕様として整備するとともに、利用者が安全に利用できるよう管理を行います。

③　住まいのバリアフリーの推進

手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援を行うため、住宅改修費助成などの制度を周知し、適正な利用を促進します。

（２）差別の解消及び権利擁護の推進

①　差別の解消の推進

障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談体制の充実等の取り組みを進めます。

また、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止、及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された改正障害者雇用促進法に基づき、ハローワーク等と連携し、障がい者と障がいのない方との均等な機会及び待遇の確保に努めます。

②　権利擁護の推進

障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援の在り方を検討するとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取り組みを進めます。

（３）防犯・防災体制の充実

①　防犯対策の推進

安心して地域生活が送れるよう、パトロール事業など地域における防犯体制を強化するとともに、緊急時の情報障がいの解消やコミュニケーション手段の充実を図ります。

また、悪質な訪問販売や特殊詐欺の被害防止のため、警察等関係機関との連携のもと、犯罪情報や防犯に関する広報など情報提供に努めます。それとともに、地域の障がい者を悪質な事業者によるトラブルから守ることを目的に、関係者で悪質な取引に関する情報を共有し、情報提供やトラブルの際に消費生活センター（相談窓口）へつなげたり、その後に見守りを行うなど地域で障がい者を見守るネットワークづくりを進めていきます。

②　防災対策の推進

高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対して、災害時の避難場所などの防災に関する情報提供を行うとともに、避難支援関係者（自主防災組織・民生委員・弥彦村社会福祉協議会・消防団）で連携を図り、日頃からコミュニティづくりを進めるなど地域の見守り体制を強化します。

また、地域防災計画に基づき災害の発生時または災害が発生するおそれがある場合に対して適切に情報を伝達できるよう、防災行政無線、弥彦村防災情報メール、弥彦村ホームページをはじめとして、緊急告知ラジオなどでは民間事業者等の協力を得ながら、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。

③　関係機関との連携

災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障がい者支援施設、医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等と連携し、福祉避難所の設置・運営について調整を図るなど広域的なネットワークの形成を進めていきます。

第５章　第５期障がい福祉計画

１　第４期計画の数値目標の達成状況

障がい福祉計画では、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、障がい福祉サービスの量を見込むにあたって、平成 29 年度を目標年度とした数値目標を定めることになっています。

（１）施設入所者の地域生活への移行

■国の基本指針■

・平成 29 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定。
・平成 29 年度末において平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
・平成 29 年度末までに施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者から、4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【実績】

項　目	目標値	実　績	考え方
平成 25 年度末時点の入所者数（A）	10 人	10 人	平成 25 年度末の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	9 人	7 人	平成 29 年度末時点の利用人員（見込み）
【目標値】削減見込み（C=A－B） 削減率（イ=C/A×100）	1 人 10.0 %	3 人 30.0 %	差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数（D） 地域移行率（ア=D/A×100）	2 人 20.0 %	0 人 0.0 %	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

（２）地域生活支援拠点の整備

■国の基本指針■

・平成29年度末までに、各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも１つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

【実績】

項　目	整備の有無	
	目標値	実績
平成 29 年度末時点での地域生活拠点等の整備	有 ・ 無	有 ・ 無

（3）福祉施設から一般就労への移行

①　福祉施設から一般就労への移行

■国の基本指針■

・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。
・目標の設定にあたっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の２倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【実績】

項　目	目標値	実績	考え方
平成 24 年度の一般就労移行者数	1 人	1 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	2 人 2 倍	0 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数（見込み）

②　就労移行支援事業の利用者数

■国の基本指針■

・平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成 25 年度末の利用者数の６割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【実績】

項　目	目標値	実績	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	1 人	2 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	2 人 200.0 %	3 人 150.0 %	平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数（見込み）

２　第５期の数値目標（平成３２年度に向けた目標値 ）

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

●**国の基本指針**：平成 32 年度末において、地域生活に移行した者の目標を設定。

ア　平成 32 年度末において、平成 28 年度末時点の施設入所者数の９％以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ　平成 32 年度末において、平成 28 年度末時点の施設入所者の２％以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【計画】

項　目	数　値	考え方
平成 28 年度末時点の入所者数（A）	7 人	平成 28 年度末の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	7 人	平成 32 年度末時点の利用人員
【目標値】入所者数削減見込み（C＝A－B） 削減率（イ＝C／A×100）	0 人 0.0 %	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数（D） 地域移行率（ア＝D／A×100）	0 人 0.0 %	第４期計画の際に地域移行できそうな入所者は移行済 現在の入所者は障害支援区分も高く、移行が困難

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●**国の基本指針**：平成 32 年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

【計画】

項　目	協議の場の有無
平成 32 年度末時点での協議の場	有
考 え 方	
参集者：役場、保健所、病院、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所　等 実施内容：精神科病院からの地域移行に関する協議を行う（村自立支援協議会を活用する）	

（3）地域生活支援拠点等の整備

●**国の基本指針**：平成 32 年度末までに、各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも１つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

【計画】

項　目	整備の有無
平成 32 年度末時点での地域生活拠点等の整備	有
考 え 方	
単独での設置ではなく、県央圏域など広域での整備を検討していく	

※県央圏域とは、弥彦村・三条市・燕市・加茂市・田上町の圏域です。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

①　福祉施設から一般就労への移行

●**国の基本指針**：福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。

目標の設定にあたっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【計画】

項　目	数　値	考え方
平成 28 年度の一般就労移行者数（A）	0 人	平成 28 年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労者数（B） 目標値＝B／A	1 人 － 倍	平成 32 年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数

② 就労移行支援事業の利用者数

●**国の基本指針**：平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成 28 年度末の利用者数の２割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【計画】

項　目	数 値	考え方
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数（A）	2 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数（B＝A×1.2）	5 人 250.0 %	平成 32 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

③ 就労移行率の３割以上の事業所の割合

●**国の基本指針**：平成 32 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【計画】

項　目	数 値	考え方
平成 32 年度末の就労移行支援事業所の数（A）	0 箇所	平成 32 年度末における就労移行支援事業所の数
平成 32 年度末の就労移行率３割以上の事業所の数（B）	0 箇所	平成 32 年度末において就労移行率３割以上の事業所の数
【目標値】目標年度の就労移行率３割以上の事業所の割合（B／A）	0.0 %	平成 32 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所の割合

※村内には就労移行支援事業所がありません。

④ 就労定着支援利用による職場定着率

●**国の基本指針**：各年度における就労定着支援による支援開始から１年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定。

【計画】

項　目	数 値	考え方
平成30年度の新規利用者数（A）	0 人	平成30年度中において就労定着支援事業を新規に利用する（見込まれる）者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数（B） 目標値＝（B／A）	0 人 0.0 %	平成31年度末までに、事業を利用して１年以上に渡り一般就労している（見込まれる）者の数
平成31年度の新規利用者数（A）	1 人	平成31年度中において就労定着支援事業を新規に利用する（見込まれる）者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数（B） 目標値＝（B／A）	1 人 100.0 %	平成32年度末までに、事業を利用して１年以上に渡り一般就労している（見込まれる）者の数

３　障がい福祉サービスの利用状況と見込量及び確保策

■サービスの体系

サービスは、個々の障がい者の障がいの程度や勘案すべき社会活動や介護者、居住等の状況を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に提供できる「地域生活支援事業」に分けられます。

また、「障がい福祉サービス」は、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「相談支援サービス」「居住系サービス」に分類されます。

［障害者総合支援法に基づくサービス体系］

訪問系サービス
- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援

日中活動系サービス
- 生活介護
- 自立訓練（生活訓練）
- 自立訓練（機能訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援Ａ型
- 就労継続支援Ｂ型
- 就労定着支援（新規）
- 療養介護
- 短期入所（福祉型）
- 短期入所（医療型）

相談支援サービス
- 計画相談支援
- 地域相談支援（地域移行支援）
- 地域相談支援（地域定着支援）

居住系サービス
- 自立生活援助（新規）
- 共同生活援助
- 施設入所支援

地域生活支援事業
- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 日中一時支援事業
- 自動車運転免許取得・改造助成事業

※地域生活支援事業（任意事業）については、村で実施している事業です。

（１）訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」があります。

●見込量の考え方

訪問系サービスは、現在のサービス利用者数をもとに、利用者数の伸び、ニーズ調査結果を勘案して設定しました。

●確保策

訪問系サービスについては、精神障がい者を含め誰もが望んだときにサービスを利用できるよう事業者等との連携のもとで、情報提供を行い、必要なサービス基盤の確保に努めます。また、介護保険サービス事業者も含めた多様な新規事業者の参入を働きかけ、サービス提供体制の充実を図ります。

※表中の【実績】については、「第３期障がい福祉計画（平成 26 年度）」・「第４期障がい福祉計画（平成 27 年度から平成 29 年度見込み）」の計画と実績です。
【計画】は本計画の「第５期障がい福祉計画」のサービス見込量です。平成 30 年度から平成 32 年度までの見込量です。
【実績】の１ヵ月あたりの延べ量・実量は、１年間の実績を 12 ヵ月で割っています。

①　居宅介護

■サービス内容■

ホームヘルパーを住居等に派遣し、入浴、排せつまたは食事の介護などを提供

【実績】　（時間：１ヵ月あたり延べ量、人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
居宅介護	時間	計　画	144	90	101	130
		実　績	74	59	53	75
		計画比(%)	51.4	65.5	52.5	57.7
	人	計　画	13	9	11	14
		実　績	7	7	8	9
		計画比(%)	53.8	77.8	72.7	71.4

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	時間	58	65	65
	人	9	10	10

②　重度訪問介護

■サービス内容■

重度の肢体不自由、知的障がい又は精神障がいを有する人であって、常時介護を必要とする障がい者の住居等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつまたは食事の介護及び外出時における移動中の介護などを総合的に提供

【実績】　（時間：１ヵ月あたり延べ量、人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
重度訪問介護	時間	計　画	200	100	200	200
		実　績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	計　画	2	1	2	2
		実　績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度訪問介護	時間	0	0	0
	人	0	0	0

③　同行援護

■サービス内容■

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援・援助を提供

【実績】　（時間：１ヵ月あたり延べ量、人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
同行援護	時間	計　画	2	4	8	8
		実　績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	計　画	1	1	2	2
		実　績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
同行援護	時間	4	4	4
	人	1	1	1

④　行動援護

■サービス内容■

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などの提供

【実績】　（時間：１ヵ月あたり延べ量、人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
行動援護	時間	計　画	90	28	42	56
		実　績	21	0	0	0
		計画比(%)	23.3	0.0	0.0	0.0
	人	計　画	4	2	3	4
		実　績	1	0	0	0
		計画比(%)	25.0	0.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
行動援護	時間	4	4	4
	人	1	1	1

⑤　重度障害者等包括支援

■サービス内容■

居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に提供

【実績】　（時間：１ヵ月あたり延べ量、人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
重度障害者等包括支援	時間	計　画	200	0	0	0
		実　績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	計　画	2	0	0	0
		実　績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービスには、「生活介護」「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練日中・夜間）」「就労移行支援」「就労継続支援Ａ型・Ｂ型」「就労定着支援」「療養介護」「短期入所（福祉型・医療型）」があります。

●見込量の考え方

日中活動系サービスは、現在の利用状況、ニーズ調査結果等を勘案して設定しました。

●確保策

日中活動系サービスについては、介護保険サービス事業者を含む新たな事業者の参入を働きかけます。特に、就労移行支援や就労継続支援Ｂ型など一般就労につながるサービスの提供を確保するとともに、既存事業者のサービスの質の向上、実施の促進及び新規事業者の参入について働きかけます。

①　生活介護

■サービス内容■

常時介護を必要とする障がい者に対し、主に昼間において、障がい者支援施設などで入浴、排せつまたは食事の介護及び日常生活上の支援、創作活動等の生産活動の機会を提供

【実績】　（人日：１ヵ月あたり延べ量、人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
生活介護	人日	計　画	306	236	292	328
		実　績	194	212	168	182
		計画比(%)	63.4	89.8	57.5	55.5
	人	計　画	15	13	16	18
		実　績	11	9	10	12
		計画比(%)	73.3	69.2	62.5	66.7

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人日	165	180	180
	人	11	12	12

②　自立訓練（機能訓練）

■サービス内容■

身体障がい者に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を提供

〇理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を実施
〇通所による訓練を原則としつつ個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせて提供

【実績】　（人日：１ヵ月あたり延べ量、人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
自立訓練（機能訓練）	人日	計　画	44	20	20	20
		実　績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	計　画	2	1	1	1
		実　績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

〈計画〉

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練（機能訓練）	人日	0	0	0
	人	0	0	0

③　自立訓練（生活訓練日中・夜間）

■サービス内容■

知的障がい者及び精神障がい者に対し、自立した生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練を提供

〇食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を実施
〇通所による訓練を原則としつつ個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせて提供

【実績】　（人日：１ヵ月あたり延べ量、人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
自立訓練（生活訓練・日中）	人日	計　画	44	18	36	36
		実　績	21	10	7	8
		計画比(%)	47.7	55.6	19.4	22.2
	人	計　画	2	1	1	1
		実　績	1	1	1	1
		計画比(%)	50.0	100.0	100.0	100.0
自立訓練（生活訓練・夜間）	人日	計　画	—	30	60	60
		実　績	—	0	0	0
		計画比(%)	—	0.0	0.0	0.0
	人	計　画	—	1	2	2
		実　績	—	0	0	0
		計画比(%)	—	0.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練（生活訓練・日中）	人日	8	0	0
	人	1	0	0
自立訓練（生活訓練・夜間）	人日	0	0	0
	人	0	0	0

④　就労移行支援

■サービス内容■

就労を希望する障がい者に対し、一定の期間生産活動等の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを提供

○一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
○通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせて提供

【実績】　（人日：１ヵ月あたり延べ量、人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
就労移行支援	人日	計　画	138	18	36	36
		実　績	22	20	34	40
		計画比(%)	15.9	111.1	94.4	111.1
	人	計　画	6	1	2	2
		実　績	1	1	3	2
		計画比(%)	33.3	100.0	150.0	100.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	人日	51	68	85
	人	3	4	5

⑤　就労継続支援Ａ型

■サービス内容■

通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方について、一般就労への移行に向けて支援

【実績】　（人日：１ヵ月あたり延べ量、人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
就労継続支援（Ａ型）	人日	計　画	84	24	36	48
		実　績	10	5	0	0
		計画比(%)	11.9	20.8	0.0	0.0
	人	計　画	4	2	3	4
		実　績	1	1	0	0
		計画比(%)	25.0	50.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援（Ａ型）	人日	4	8	12
	人	1	2	3

⑥　就労継続支援Ｂ型

■サービス内容■

就労経験のある障がい者などに対し、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、生産活動の機会を通じて、一般就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を提供し、能力が高まった方については一般就労等への移行に向けての支援を提供

【実績】　（人日：１ヵ月あたり延べ量、人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
就労継続支援（Ｂ型）	人日	計　画	526	463	500	537
		実　績	477	461	461	498
		計画比(%)	90.7	99.6	92.2	92.7
	人	計　画	24	25	27	29
		実　績	26	27	27	25
		計画比(%)	108.3	108.0	100.0	86.2

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援（Ｂ型）	人日	460	478	531
	人	26	27	30

⑦　就労定着支援（新規）

■サービス内容■

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を提供

【計画】　（人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労定着支援	人	0	1	1

⑧　療養介護

■サービス内容■

医療及び常時介護を必要とする障がい者に対し、主に昼間において病院等の施設で長期入院による医学的管理のもと、機能訓練、療養上の管理、看護、医学管理の下における食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を提供

【実績】　（人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
療養介護	人	計　画	3	2	2	2
		実　績	2	2	2	2
		計画比(%)	66.7	100.0	100.0	100.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	人	2	2	2

⑨　短期入所（福祉型）

■サービス内容■

居宅において介護を行う者の疾病などの理由により一時的に保護が必要となった障がい者に対し、障がい者支援施設などに短期入所させ、入浴、排せつまたは食事等の介護を提供

（障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます）

【実績】　（人日：１ヵ月あたり延べ量、人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
短期入所（福祉型）	人日	計　画	56	17	23	28
		実　績	8	4	10	15
		計画比(%)	14.3	23.5	43.5	53.6
	人	計　画	8	6	8	10
		実　績	3	6	2	3
		計画比(%)	37.5	100.0	25.0	30.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所（福祉型）	人日	13	13	13
	人	9	9	9

⑩　短期入所（医療型）

■サービス内容■

短期的に施設へ入所し、医学管理の下で日常生活の介護や機能訓練などを受けることのできるサービスを提供

（障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます）

【実績】　（人日：１ヵ月あたり延べ量、人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
短期入所（医療型）	人日	計　画	0	0	0	0
		実　績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	計　画	0	0	0	0
		実　績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所（医療型）	人日	0	0	0
	人	0	0	0

（３）居住系サービス

居住系サービスには、「自立生活援助」「共同生活援助」「施設入所支援」があります。

●見込量の考え方

居住系サービスは、現在のサービス利用者数をもとに、ニーズ調査結果等を勘案して設定しました。「自立生活援助」は新規事業であることから現段階では見込量を０としました。

●確保策

居住系サービスについては、障がい者の多様化する生活スタイルに対応するとともに、地域生活移行支援の観点から、特に共同生活援助（グループホーム）に関しては、県央圏域内の社会福祉法人等の動向を把握し、事業者の参入を働きかけ、設置を呼びかけていきます。

①　自立生活援助（新規）

■サービス内容■　自立生活援助

一定の期間にわたり、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な確認や助言、医療機関等との連絡調整を行い、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による対応を実施

【計画】　（人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人	0	0	0

②共同生活援助（グループホーム）

■サービス内容■　共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他や日常生活上の援助を提供

〇家事等の日常生活上の支援　　〇食事等の日常生活上の支援
〇食事・入浴・排せつ等の介護　　〇日常生活における相談支援

【実績】　（人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
共同生活援助（グループホーム）	人	計　画	11	8	9	10
		実　績	8	12	12	12
		計画比(%)	72.7	150.0	133.3	120.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助（グループホーム）	人	12	12	12

③　施設入所支援

■サービス内容■

夜間における入浴、排せつまたは食事の介護等を提供することを目的として、障がい者支援施設において、必要な介護、支援等を実施

【実績】　（人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
施設入所支援	人	計　画	10	9	9	9
		実　績	10	9	7	7
		計画比(%)	100.0	100.0	77.8	77.8

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	人	7	7	7

（４）相談支援サービス

相談支援サービスには、「計画相談支援」「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」があります。

●見込量の考え方

「計画相談支援」については、国の考え方を踏まえ、障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者すべてを対象として見込み設定しました。

「地域相談支援」については、支援実績や障がい福祉サービスの伸び率等を踏まえて設定しました。

●確保策

相談支援については、障がい福祉サービス利用者の状況を踏まえながら、障がい者のニーズに応じ適切なサービス利用ができるよう利用計画を作成、対象者の把握を行うとともに、関係機関との連携を図り専門的な相談体制の確保、事業者の確保に努めます。

①　相談支援

■サービス内容■　計画相談支援

長期入院や入所から地域生活へと移行する方などに対し、計画的な支援を提供するために「サービス等利用計画」を作成し、サービス利用状況の確認、調整

■サービス内容■　地域相談支援（地域移行支援）

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談

■サービス内容■　地域相談支援（地域定着支援）

常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談

【実績】　（人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
計画相談支援	人	計　画	44	57	58	60
		実　績	6	5	6	8
		計画比(%)	13.6	8.8	10.3	13.3
地域相談支援（地域移行支援）	人	計　画	1	1	2	2
		実　績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
地域相談支援（地域定着支援）	人	計　画	1	1	2	2
		実　績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

※「計画相談支援」の「計画」は、計画相談支援を支給決定している者の年間の延べ人数を12月で除して算出していました。しかし、「実績」は、1カ月でのサービス等利用計画の作成とモニタリングが実施された件数を計上しています。そのため、計画と実績に差が生じています。

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人	8	9	10
地域相談支援（地域移行支援）	人	0	0	0
地域相談支援（地域定着支援）	人	0	0	0

※「計画相談支援」は、1カ月でのサービス等利用計画の作成とモニタリングの実施が見込まれる件数を計上しています。

４　地域生活支援事業の見込量と確保策

（１）理解促進研修・啓発事業

■事業内容■

地域社会の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを実施

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無

（２）自発的活動支援事業

■事業内容■

障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート※、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）に対する支援

※ピアサポート

同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られること。

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無

（３）相談支援事業

相談支援事業には、「障害者相談支援事業」「基幹相談支援センター等機能強化事業」「住宅入居等支援事業」があります。

●見込量の考え方

相談支援事業については、ニーズ調査結果や近年の相談状況を勘案して見込量を設定しました。

●確保策

相談支援事業については、対象者の把握を行うとともに、自立支援協議会を活用し、相談支援体制の充実と相談支援事業所などとの関係機関の連携の強化に努め、幅広いニーズに対応できる体制を整備します。

①　相談支援事業

■事業内容■

福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング※、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、自立支援協議会の運営等

※ピアカウンセリング
障がい者が、当事者同士集まり、お互いの苦しさ、辛さを話し合うことにより、辛さを分かち合い、助言しあっていくこと。

【実績】　（箇所：１年あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
障害者相談支援事業	箇所	計　画	2	2	2	2
		実　績	2	2	2	2
		計画比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業（基本相談）	実施見込箇所	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無

②　基幹相談支援センター等機能強化事業

■事業内容■

〇専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
〇地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、援助等

【実績】

区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
基幹相談支援センター等機能強化事業	計　画	有	無	無	無
	実　績	0	0	0	0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無

③　住宅入居等支援事業

■事業内容■

一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がい者等に、不動産業者に対する物件斡旋依頼、入居契約の手続きの支援等の入居支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるようサポート体制を調整

【実績】

区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
住宅入居等支援事業	計　画	有	有	有	有
	実　績	有	有	有	有

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

（４）成年後見制度利用支援事業

●見込量の考え方

成年後見制度利用支援事業については、障がい者の権利擁護を図ることを目的とし、近年の状況を勘案して見込量を設定しました。

●確保策

成年後見制度や障がい者権利擁護支援などの有効活用が社会的にも求められています。成年後見制度の利用が必要な障がい者に対し、ニーズに対応しながら引き続き必要な支援を行います。

■事業内容■

障がい福祉サービスを利用する障がい者に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部の助成

【実績】　（箇所：１年あたり実量、人：１年あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
成年後見制度利用支援事業	箇所	計　画	1	1	1	1
		実　績	1	1	1	1
		計画比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0
	人	計　画	0	0	0	1
		実　績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用 見込人数	1	1	1

（５）成年後見制度法人後見支援事業

■事業内容■

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制を構築、専門職による支援体制を構築

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の 有無	無	無	無

（６）意思疎通支援事業

意思疎通支援事業には、「手話通訳者設置事業」「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」があります。

●見込量の考え方

意思疎通支援事業は、ニーズ調査結果から見込まれる利用者数を設定しました。

●確保策

意思疎通支援事業については、県央圏域との連携を図りながら手話通訳者や要約筆記者を把握するとともに、人材の育成、確保に努めます。また、意思疎通支援事業を周知し、サービスの利用を促進します。

■事業内容■

手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通の支援

〇手話通訳者設置事業

聴覚や音声・言語機能の障がい者とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を設置

〇手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚や音声・言語機能の障がい者、または聴覚や音声・言語機能の障がい者とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣

【実績】　（人：１年あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
手話通訳者設置事業	人	計　画	1	0	0	0
		実　績	0	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	計　画	1	12	12	12
		実　績	0	0	1	1
		計画比(%)	0.0	0.0	8.3	8.3

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者設置事業	実設置見込人数	0	0	0
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込件数	3	3	3

（７）日常生活用具給付事業

●見込量の考え方

日常生活用具給付事業は、それぞれの現在のサービス利用者数をもとに、近年の利用状況、ニーズ調査結果等を勘案して設定しました。

●確保策

日常生活用具給付事業については、障がい者のニーズに対応した効果的な供給体制の整備に努め、障がい者が自力で在宅生活が営めるよう、それぞれにとって必要な日常生活用具の給付を引き続き行います。

【事業内容】

日常生活上の便宜を図るため、障がい者に日常生活動作補助用具を給付

【実績】　（件：１年あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
介護訓練支援用具	件	計　画	3	2	3	4
		実　績	0	2	0	0
		計画比(%)	0.0	100.0	0.0	0.0
自立生活支援用具	件	計　画	6	3	4	5
		実　績	1	3	1	1
		計画比(%)	16.7	100.0	25.0	20.0
在宅療養等支援用具	件	計　画	4	1	2	2
		実　績	2	1	1	2
		計画比(%)	50.0	100.0	50.0	100.0
情報・意思疎通支援用具	件	計　画	4	2	3	3
		実　績	0	0	2	1
		計画比(%)	0.0	0.0	66.7	33.3
排せつ管理支援用具	件	計　画	180	182	184	186
		実　績	100	110	111	105
		計画比(%)	55.6	60.4	60.3	56.5
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	計　画	4	1	2	3
		実　績	1	2	0	0
		計画比(%)	25.0	200.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	2	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	1	1	2
排せつ管理支援用具	件	110	105	100
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	1

（８）手話奉仕員養成研修事業

■事業内容■

聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修

【計画】　（人：１年あたり実量）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習終了見込人数（登録見込人数）	0	0	0

（９）移動支援事業

●見込量の考え方

移動支援事業は、現在のサービス利用者数をもとに、近年の利用状況、ニーズ調査結果等を勘案して設定しました。また、サービス事業者の実施計画に基づき箇所数を設定しました。

●確保策

移動支援事業については、見込量は確保されていますが、今後多様化する障がい者のニーズ、相談内容などを考慮し、委託可能事業者の調査、把握を行い新規事業者の参入を働きかけます。

また、人材の資質の向上を図るよう働きかけます。

■事業内容■

一人での外出が困難な障がい児・者の社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出時の移動支援

【実績】　（時間：１年あたり延べ量、箇所、人：１年あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
移動支援事業	利用人数	計　画	7	3	4	5
		実　績	3	6	5	7
		計画比(%)	42.9	200.0	125.0	140.0
	延時間	計　画	319	168	224	280
		実　績	36	116	100	150
		計画比(%)	11.3	69.0	44.6	53.6

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	実利用見込人数	7	8	9
	延べ利用見込時間	105	110	120

（１０）地域活動支援センター事業・機能強化事業

●見込量の考え方

地域活動支援センター基礎的事業及び機能強化事業は、現在のサービス利用者数をもとに設定しました。

●確保策

地域活動支援センター事業については、今後の障がい者のニーズと多様化する相談内容などを考慮し、委託可能事業者の調査、把握を行い新規事業者の参入を働きかけます。

①　基礎的事業

■事業内容■

通所により、創作的活動、生産活動の機会を提供

【実績】　（箇所：１年あたり延べ量、人：１年あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
基礎的事業（他市町村）	箇所	計　画	2	2	2	2
		実　績	2	2	2	2
		計画比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0
	利用人数	計　画	10	10	11	12
		実　績	7	7	8	9
		計画比(%)	70.0	70.0	72.7	75.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
基礎的事業（他市町村）	実施見込箇所	2	2	2
	実利用見込人数	9	10	11

②　機能強化事業

■事業内容■

基礎事業の実施とともに、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業や地域において雇用･就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施

【実績】　（箇所：１年あたり延べ量、人：１年あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
機能強化事業（他市町村）	箇所	計　画	1	1	1	1
		実　績	1	1	1	1
		計画比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0
	利用人数	計　画	8	6	7	8
		実　績	5	5	6	7
		計画比(%)	62.5	83.3	85.7	87.5

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
機能強化事業（村）	実施見込箇所	0	0	0
	実利用見込人数	0	0	0
機能強化事業（他市町村）	実施見込箇所	1	1	1
	実利用見込人数	8	9	10

（１１）任意事業

任意事業には、「社会参加促進事業（自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業)」「日中一時支援事業」があります。

●見込量の考え方

任意事業は、それぞれの現在のサービス利用の状況やニーズ調査結果等から見込まれる利用者数を勘案して設定しました。

●確保策

任意事業については、障がい者のニーズに対応した効果的な供給体制の整備に努めます。

①社会参加促進事業（自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業）

【事業内容】

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成

【実績】　（件：１年あたり実量）

区分		単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
社会参加促進事業							
	自動車改造助成事業	件数	計　画	2	1	1	1
			実　績	0	0	0	2
			計画比(%)	0.0	0.0	0.0	200.0

〈計画〉

区分		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
社会参加促進事業					
	自動車改造助成事業	件	1	1	1

②日中一時支援事業

■事業内容■

日中活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常介助している家族の一時的な負担削減を図る

【実績】　（時間：１年あたり実量）

区分	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
日中一時支援事業	時間	計　画	1,184	1,500	1,550	1,550
		実　績	1,472	901	886	900
		計画比(%)	124.3	60.1	57.2	58.1

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	時間	900	950	950

５　第5期計画（平成30～32年度）障がい福祉サービスの見込量一覧

サービス種別		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
１ 訪問系サービス	居宅介護	時間	58	65	65
		人	9	10	10
	重度訪問介護	時間	0	0	0
		人	0	0	0
	同行援護	時間	4	4	4
		人	1	1	1
	行動援護	時間	4	4	4
		人	1	1	1
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
		人	0	0	0
２ 日中活動系サービス	生活介護	人日	165	180	180
		人	11	12	12
	自立訓練（機能訓練）	人日	0	0	0
		人	0	0	0
	自立訓練（生活訓練・日中）	人日	8	0	0
		人	1	0	0
	自立訓練（生活訓練・夜間）	人日	0	0	0
		人	0	0	0
	就労移行支援	人日	51	68	85
		人	3	4	5
	就労継続支援Ａ型	人日	4	8	12
		人	1	2	3
	就労継続支援Ｂ型	人日	460	478	531
		人	26	27	30
	就労定着支援	人	0	1	1
	療養介護	人	2	2	2
	短期入所（福祉型）	人日	13	13	13
		人	9	9	9

サービス種別			単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
２	短期入所（医療型）		人日	0	0	0
			人	0	0	0
３ 居住系サービス	自立生活援助		人	0	0	0
	共同生活援助（グループホーム）		人	12	12	12
	施設入所支援		人	7	7	7
４ 相談支援サービス	計画相談支援		人	8	9	10
	地域相談支援（地域移行支援）		人	0	0	0
	地域相談支援（地域定着支援）		人	0	0	0
５ 地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業		実施の有無	無	無	無
	自発的活動支援事業		実施の有無	無	無	無
	相談支援事業	障害者相談支援事業（基本相談）	実施見込箇所	2	2	2
		基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無
		基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
		住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業		実利用見込人数	1	1	1
	成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	無
	意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	実設置見込人数	0	0	0
		手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込件数	3	3	3
	日常生活用具給付事業	介護訓練支援用具	件	1	1	1
		自立生活支援用具	件	2	2	2
		在宅療養等支援用具	件	2	1	1
		情報・意思疎通支援用具	件	1	1	2
		排せつ管理支援用具	件	110	105	100
		居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	1
	手話奉仕員養成研修事業		実養成講習終了見込人数	0	0	0
	移動支援事業		実利用見込人数	7	8	9
			延べ利用見込時間	105	110	120

サービス種別			単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
５ 地域生活支援事業	地域活動支援センター・機能強化事業	基礎的事業（他市町村）	実施 見込箇所	2	2	2
			実利用 見込人数	9	10	11
		機能強化事業（村）	実施 見込箇所	0	0	0
			実利用 見込人数	0	0	0
		機能強化事業（他市町村）	実施 見込箇所	1	1	1
			実利用 見込人数	8	9	10
	任意事業	自動車改造助成事業	件	1	1	1
		日中一時支援事業	時間	900	950	950

第６章　第１期障がい児福祉計画

１　第１期の数値目標（平成３２年度に向けた目標値 ）

（１）障がい児支援の提供体制

■国の基本指針■

平成 32 年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。
・児童発達支援センター：少なくとも１箇所以上
・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：１箇所以上

①障がい児支援の提供体制

項　目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	0 箇所	圏域内での設置を含めて、今後検討していきます。
保育所等訪問支援の提供体制	0 箇所	巡回支援により、代替できていると考えている。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保	0 箇所	基準該当サービスの活用により、支援を提供できる体制を村内に３箇所確保している。

②医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

■国の基本指針■

平成 30 年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項　目	協議の場の有無
平成 30 年度末時点での協議の場	(有)・　無
考え方（想定される体制等）	
参集者：役場、保健所、病院、相談支援事業所、障害児通所支援事業所、保育園、特別支援学校等 実施内容：医療的ケア児の地域支援に関する協議を行う（村自立支援協議会を活用する）	

国の指針では、協議の場と設置とともに、医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターとして要請された相談支援専門員等（以下「医療的ケア児等コーディネーター」という。）の設置も規定されています。医療的ケア児等コーディネーターの設置については、協議の場の中で検討していきます。

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	0	0	0

２　障がい児福祉サービスの見込量及び確保策

本計画では、障がいのある児童の地域支援体制の構築に向け、施設や体制の整備について、平成 32 年度を目標年度として以下のとおり設定します。

（1）障がい児支援

障がい児支援には、「児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援（新規）」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「医療型児童発達支援」「障害児相談支援」があります。

［児童福祉法に基づくサービス体系］

障がい児支援

- ●児童発達支援
- ●医療型児童発達支援
- ●居宅訪問型児童発達支援（新規）
- ●放課後等デイサービス
- ●保育所等訪問支援
- ●障害児相談支援

●見込量の考え方

近年の実績等を見込み設定しました。

●確保策

障がいのある子どもが必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。また、共生型サービスや基準該当サービスの活用による支援体制の確保を検討してきます。

①　児童発達支援

■サービス内容■
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の実施

〈実績〉　（人日：１ヵ月あたり延べ量、人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
児童発達支援	人日	計　画	0	0	4
		実　績	3	18	244
		計画比(%)	0.0	0.0	610.0
	人	計　画	0	0	1
		実　績	1	6	35
		計画比(%)	0.0	0.0	350.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日	250	250	250
	人	30	30	30

②　医療型児童発達支援

■サービス内容■
児童発達支援及び治療を提供

〈実績〉　（人日：１ヵ月あたり延べ量、人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
医療型児童発達支援	人日	計　画	0	0	4
		実　績	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0
	人	計　画	0	0	1
		実　績	0	0	0
		計画比(%)	0.0	0.0	0.0

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0

③　放課後等デイサービス

■サービス内容■

授業の終了後または学校休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を提供

〇多様なメニュー（日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動等）
〇学校との連携・協働による支援

【実績】　（人日：１ヵ月延べ量、人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
放課後等デイサービス	人日	70	90	75
	人	10	10	13

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等デイサービス	人日	197	266	313
	人	17	23	27

④　保育所等訪問支援

■サービス内容■

障がいのある子どもが集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がいのある子ども以外の児童との集団生活への対応のために専門的な支援その他必要な支援を提供

【計画】　（人日：１ヵ月延べ量、人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0

⑤　居宅訪問型児童発達支援（新規）

■サービス内容■

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与等の支援を提供

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児が対象

【計画】　（人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0

⑥　障害児相談支援

■サービス内容■

障がいのある子どもまたは保護者の意向を踏まえて障がい児支援利用計画を作成。また、利用しているサービス等の利用状況を検証し障がい支援利用計画の見直しを行う。

【実績】　（人：１ヵ月あたり実量）

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
障害児相談支援	人	2	2	16

【計画】

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	人	10	12	14

３　第1期計画（平成３０～３２年度）障がい児福祉サービスの見込量一覧

サービス種別		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい児支援	児童発達支援	人日	250	250	250
		人	30	30	30
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0
		人	0	0	0
	放課後等デイサービス	人日	197	266	313
		人	17	23	27
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0
		人	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
		人	0	0	0
	障害児相談支援	人	10	12	14

第７章　計画の推進

1　サービスの円滑な利用促進

（１）情報提供と啓発の促進

必要とする障がい福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続きなどの情報を今後も引き続き、広報やパンフレット、ホームページ等により周知していきます。

また、事業者に関する適切な情報提供・相談体制の充実に努め、利用者の円滑な利用を促進します。

（２）サービスの質の確保

サービス利用者がそれぞれに合った、質の高いサービスを利用できるよう、サービス事業者による人材確保や資質の向上をより促進するとともに、県や関係機関等との連携を通じて専門従事者等の養成・確保、資質の向上に努めます。

（３）実施体制

本計画は、障害者基本法に基づく障がい者計画、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく障がい児福祉計画であり、本村の障がい福祉施策を定めており、本計画に含まれる分野はさまざまな分野にわたっています。

そのため、福祉保健課が中心となり関係部局、関係機関・団体、障がい当事者などと連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

２　計画の達成状況の点検及び評価

（１）点検及び評価

計画策定後は、各年度において、ＰＤＣＡサイクルの考えを取り入れながら事業の実施状況の確認や評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を講じることで計画を着実に推進します。

また、事業の実施状況の確認等にあたっては、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健医療関係機関、教育関係機関や障がい当事者団体等との連携を図るとともに、弥彦村自立支援協議会で地域の実情や課題等について協議を行っていきます。

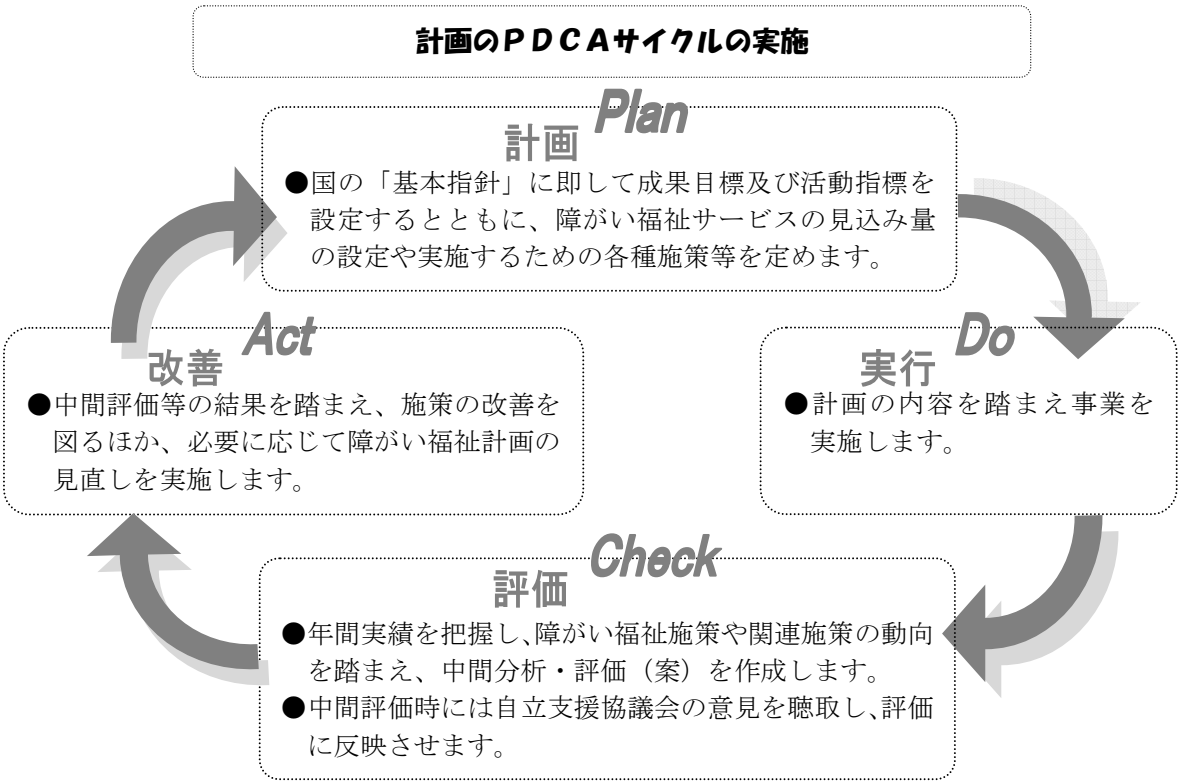

（２）評価結果の周知

障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内及び関係機関、県央圏域等との情報交換や計画の点検を行い、その結果を弥彦村自立支援協議会等を通じ、公表していきます。

資料編

1　弥彦村自立支援協議会の審議経過

年　月　日	内　　容
平成 29 年 8 月 21 日(月)	第１回　自立支援協議会 ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について ・福祉サービスの制度改正について
平成 30 年 2 月 28 日(水)	第２回　自立支援協議会 ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に伴うアンケート調査の報告 ・「弥彦村障がい者計画・第５期弥彦村障がい福祉計画・第１期弥彦村障がい児福祉計画（素案）」について
平成 30 年 3 月 27 日(火)	第３回　自立支援協議会 ・「弥彦村障がい者計画・第５期弥彦村障がい福祉計画・第１期弥彦村障がい児福祉計画（案）」について ・新年度の制度改正について

２　弥彦村自立支援協議会　委員名簿

（敬称略）

番号	所　属	役　職	氏　名	備　考
1	新潟県三条地域福祉事務所	所長	後藤　一安	
2	西蒲原福祉事務組合 やひこの里	園長	小野　正人	副会長
3	弥彦村社会福祉協議会	事務局長	小林　栄一	
4	弥彦村教育委員		渡邊　一嘉	
5	弥彦村在宅保健師		佐藤　史子	
6	弥彦村商工会	事務局長	樋浦　久夫	
7	社会福祉法人桜井の里福祉会	専務理事	佐々木　勝則	
8	弥彦村手をつなぐ育成会	会長	橋本　幸枝	
9	弥彦村玉うさぎ会	会長	樋浦　祐一郎	会長
10	弥彦村旅館組合	組合長	河村　信之	
11	弥彦村民生児童委員協議会	会長	坂爪　秀樹	
12	弥彦村福祉保健課	課長	三富　浩子	

事務局

（敬称略）

番号	所　属	役　職	氏　名	備　考
1	弥彦村福祉保健課	福祉介護係長	山岸　泰裕	
2	弥彦村福祉保健課	主査	小川　真紀	